

國第百七十一回 參議院農林水產委員會會議錄第八号

平成二十二年四月十四日(火曜日)

午前十時開會

出席者は左のとおり

理事 部 影

高橋 千秋君

委員

小川 勝也

金子 恵美君

了君主濱于君子亞并尊

媚井由美子君  
舟山 康江君

岩永 浩美君

牧野たかお君  
山田俊男君

草川 風間  
昭三君 祀君

義完義員

修正案提出者 筒井 信隆君

農林水産大臣 石破茂君

農林水產大臣政務官 野村哲郎君

第八部 農林水產委員會會議錄第八號

平成二十一年四月十四日

【參議院】

数字だけはこんど置いていつたと、こういうような感じがいたすわけでありますけれども、それについてはまだこれから、いつ交渉が始まるのか、どういう内容になるのか、あるいはまた日本側のいたしました七月の提案の八%、このものが現実可能な交渉の材料たり得るのかどうかも含めて、大臣から考え方をお聞かせいただければと思つております。

○國務大臣(石破茂君) 見通しは全く確たることが申し上げられるような状況にはございません。といいますのは、アメリカも新政権が発足をいたしましたが、この新政権の方向性がどうなつていいのか、あるいはどの国もそうですが、まず大事なのは保護貿易の台頭を阻止することなのだと思いますことで一致はしておりますが、じゃ、農産物についてどうなるのかということについてこういうようなプロセスでこうなるということが見えておるわけではございません。

私どもとしては、もう従来から申し上げておりますとおり、多様な農業の共存というのを基本理念とするということでありますし、具体的には上限関税の不適用、十分な重要品目の数及びその柔軟な取扱いの確保ということを最重要項目で交渉に臨むということにも何ら変わりはございません。ただ、これは国内のお話でございますが、国内の生産構造が脆弱化しというのはもう何度も何度も申し上げておることでございますが、WTOの交渉は交渉として国内において思い切った改革が必要であると、それはWTOにおいて我が国が更に強い立場で臨むためにも必要なんだというふうに私は考えておるところでございます。

重要品目がどうなるか。今、八%、あるいは六、四というお話をございました。私どもとして、十分な重要品目の数、そして柔軟な取扱いの確保ということで申し上げてきておるところでございました。

ざいます。これがどうなるかはまた譲許表の段階でどうなるかという議論とも関係をするわけでございますが、いずれにいたしましても、我が国として農業の持続可能性をきちんと守る、そして輸入国としての立場がきちんと反映されるということは、同じように考えている國も実はたくさんあります。

うため最大限の努力を行うということでありましたし、この委員会における御議論というのも当然のことながら十分に踏まえて対応したいと思っておるところでございます。

○郡司彰君 これはもうこの委員会の方々は共通の認識だらうと思いますけれども、日本全体、相当な量の、額の輸入品目を受け入れているわけでありまして、ならしてみれば一二%弱くらいの関税率、これは大変世界の中でも逆に低い総関税率の計算になるんだろうと思っております。その中で、重要品目の八%というものを日本の方でしっかりと訴えていただきたいというふうには思ひますけれども、交渉事でございますから、しかし、それだけでは物事が進むのかといふと、なかなかそういう場合があつて、苦しい決断ということもこれまで何度も何度もしてきたわけでございますね。

それで、七月からのことについてお尋ねをしたわけでありますけれども、大臣によりましていろいろ都度のお答えがございました。ポケットはいっぱいあるんだとか、ポケットの中に何が入っているかというものはそれは交渉事なんだ、こういうような考え方がありましたが、この七月以降のことについて、口外をする、口に出して言ふ言わないは別でございませんけれども、いろいろな意味でのシミュレーションあるいは検討、そうしたものが重ねられているということで理解をよろしいと思います。出たとこ勝負みたいな話は全然駄目なので、いろいろなシミュレーションは

当然行います。

これはもちろん外へ向かつて言える話と言えないとございますが、こうするとどうなる、ああい話をききますが、こうするにどうなる、ああい話をききますが、こうするにどうなる、ああい話をききますが、こうするにどうなる、ああい話をききますが、こうするにどうなる、ああい話をききますが、こうするにどうなる、ああい話をきります。

○郡司彰君 まさに内政だということのゆえんだらうというふうに思いまして、いろいろなシミュレーションを行い、可能な範囲においてまた御議論の材料に供したいと思つております。

○郡司彰君 まさに外交は内政だということのゆえんだらうというふうに思つておる段階でござります。個別の品目は、今後、モダリティーの合意がなされた後に譲許表交渉の段階で検討されることになると考えているところでございます。

お示しただけました試算でございますが、一番下にあります米の消費量、これを先生の資料では平成十七年から十九年と、こういった数字でございます。今、昨年十二月の議長テキストでは、これは二〇〇三年から二〇〇五年といった数字になつておられます。そういう違ひはございますが、計算しますすればおおむねこういつた数字になります。今、

昨日は資料を二枚ほど配らせていただきました。もしかすると、この真ん中の、一枚目の紙の、日本の提案というものが若干でも変更があるなしということもお聞きをしたかったわけでありますし、今そのことについてはお答えをいたいと思います。さらに、左、右の議長テキストのことですと、全品目の四%、条件付き・代償ありで二%までは認める、こういうような形の内容だったかというふうに思います。諸外国の提案でいままとまるのではないか、決着をするのではないか、受け入れざるを得ないのではないかというものがマスコミ等には、あたかもこのぐらいの数字でまとまるのではないか、決着をするのではないか、受け入れざるを得ないのではないかというものが独り歩きをしている嫌いもございまして、そのことを私どもがどうのこうのということではなくて、しっかり交渉をしていただきたいというふうに思つております。

○國務大臣(石破茂君) それが、例えばの話、ればたらの話で恐縮でございますけれども、もう一枚付けさせていただきたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) それはそういう御理解でよろしいと思います。出たとこ勝負みたいな話は全然駄目なので、いろいろなシミュレーションは

というものがもしも議長案であるならば、あるいはG20の案であるならば、それが、G20の場合には八%でも何でも結構ですよということになれば、相当数のMA米の増加ということに基づきの数字から割り出すとなつていくのではないかという

ことが説得力を持ちませんので、そしてまた、どうも対外交渉というのは勇ましい話が受けるところがございますけれども、それで駄目だつたら袋だたきに遭うわけでございまして、やはり外交

うことで、そこはよく国内に可能な範囲にあります。そのためにも、いろいろな意味でのシミュレーションを行つておる段階でござります。個別品目につきましては、この試算そのものはこのような考え方になるんだということでは了解ということになるんではあります。

○政府参考人(町田勝弘君) お答え申し上げます。

私ども、今まさにモダリティーの議論をしている段階でござります。個別品目につきましては、この試算そのものはこのような考え方になるんだということでは了解ということになるんではあります。

○政府参考人(町田勝弘君) お申し上げるに、内部でござります、これは申し上げるに、なまではございませんが、当然のことながらいろいろな検討はしているところでござりますし、今後も交渉にしつかり臨むことはもちろんでございますが、いろんなケースを考えてやつていくということは当然であろうかと思つております。

○郡司彰君

これ以上この話をするつもりはございません。しかし、入つてきたものについてはなかなか厄介であるなということの感触は得ているんだろうというふうに思つております。

○郡司彰君 これが、今回の三法に至つたカビ米、あるいは事故米、汚染米といういろいろな言い方をする場合もござりますけれども、なかりせばという議論だけではなくて、あつたにしても、重量からいうと七十七万トン、玄米よりは精米にした方が、十万トンぐらゐ重さでは軽くなるというようなこともあります。ただし、精米にしているのかどうか定かではありませんが、いずれにしても、精米で運んでくる中でいろいろなことが起こる。玄米でやつたらどうなんだとかと、いう議論もこれまでもあつたんだ

うというふうに思つております。私は、幾つか、このMA米が、よしんばということだけではなくて、現在の数量そのものも含めてござりますけれども、年度によつてはかなり量が増えたり少くなったり、増嵩しているわけであります。その中で、可能性として、これ再輸出ということは可能なんでありましょうかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) それは可能です。別にで

きないわけでもございません。例えば、毎年十万トンから二十万トン食糧援助として使ってきておるわけで、その中にはミニマムアクトセス米は含まれております。政府米を出しているわけであります。

これはもう先生御案内のとおり、ミニマムアクトセス米の援助でありますとか、あるいは、これやつたことはないんですが輸出をするとか、そういう場合には、特に援助に使う場合ですね、外国又は国際機関からの要請を踏まえ、FAO等に連絡協議するなど、国際ルールとの整合性、財政負担にも留意すると。もちろん、外務省始め関係省庁と連携をしながらやるということになるわけでございます。

冒頭申し上げましたように、これM A米の商業輸出につきましては買手があるわけで、商業輸出の話ですが、そうすると、買手と価格で折り合いを付けなければいけませんの。先ほど申し上げたように実績はないのですが、輸出ができるないかといえば、それはWTO上駄目と言わわれているわけではございません。やろうと思えばできます。

○郡司彰君 ありがとうございました。

大臣のお答えが私の思いとも同じでございま

す。ちょっとこれまでの事務方とのやり取りだ

と、援助はともかく、できなあんではないかとい

うような感触の答えがずっとあつたのですか

ら、私はできるだろと、しかし、今まで実績と

してあるなしというものはなくてできるだろ

ういうふうに思つております。

世界の穀物状況が逼迫をするあるいは高騰をす

る、そのような場合に、そのような再輸出とい

ふとも選択肢としてはある。ただし、その場合に

は、余り高くするということよりも、余り安くす

るということで入ってきたときの値段よりも下げ

るということが障壁になるかどうか、こういうこ

とは出てくるんだろうと思いますが、基本的には

できるという選択の中でも、今後、昨年のような場

合にはなぜそれが検討されなかつたのか。私は、昨年のような時代背景を見ると検討すべき材料であつたのではないか、これまで頭の中でできなかつたのではなく、これまで頭の中でできなかつたのではないという前提でもしかたら見ていたのではない

ました。それからもう一つ、国際備蓄ということについて、これ私も随分前から同じような考え方を申し上げてまいりました。ホームページから資料を申

取り出していろいろと考え方を巡らしておつたのでありますけれども、これも昨日その資料は相当古

いという話をされまして、相当古い資料しかホームページでは取れないということもまた一つ問題

だつたんありますけれども、その相当古い資料の中では、備蓄の場所について、どこのところで

もいひんだというような初めの考え方というものが示されているわけなんですね。ところが、今現

在のものを見ると、そのような文言は出てまいりません。ここところは考え方として初めはあつたのかどうか。その場所を読むと、「備蓄の実

施」「備蓄場所は、食料援助の機動性・効率性を考慮し、実施国の国内・国外のいずれの場合も可能。」だというのが当初の日本側の考え方であつたはずなんです。

今現在のいまだく資料は、非常に一、三枚しか

ないもので、そこにはそのようなことが書いておりませんけれども、考え方方が変わったというより

は、国際的な取決めの中でそれは今のところ無理だという判断をしているということなんあります

す。

○政府参考人(町田勝弘君) まずホームページが大変古かつたということをおわびを申し上げたい

と思います。

今議員御指摘をいただきましたのは、WTO農業交渉の日本提案、これを二〇〇〇年の十二月に行つておりまして、この中で開発途上国への配慮

に関する提案ということで、食料安全保障上の要請への対応ということで、そういう二国間や多国

間の食糧援助のスキームを補完し、一時的な不足

等の状況に際して現物の融資を行ひ得る国際備蓄の枠組みを検討すると、これが日本提案でございました。

ここでは場所等の限定はなかつたわけでございましたが、その後、東アジアの緊急米備蓄バイロット・プロジェクトというのが平成十六年からス

タートいたしております。この対象につきましては、ASEANプラス日中韓ということでございまして、ここにその備蓄等を行うということになつております。この対象につきましては、WTOは

いつた経緯になつているところでござります。

○郡司彰君 WTOのルールからいと、やっぱ

りいつたん受け入れて、ということに多分なるんだ

ろうと思うんですね。それは今の決めではないか、国際備蓄という考え方をもう少ししっかりし

たものにして国内外で備蓄ができるということになれば、これは相当違うありようになるんではな

いかなというふうに思つております。

これから東南アジア、アジアの国々はまさに人口が増えるということもありましょうけれども、

三食まさにお米が食べられる経済状況になつてくる、相当お米の消費というものが拡大をするとい

うような予測もされるわけでありまして、裏返つてみれば、高騰その他のことによる非常な逼迫

した状況というものも考えられるわけでありますので、そこところはもう少し意欲的にWTOの場

で、そのようなことが可能かどうかのお取組をしてみれば、高騰その他のことによる非常な逼迫

した状況といふものも考えられるわけでありますので、そこところはもう少し意欲的にWTOの場

で、そのようなことが可能かどうかのお取

整をきちんと行つていこうということになりますと、これまでの国の立場、米については備蓄とMIA米の運営だけなんだということから若干変更というようなことになり得るんでしょうか。それは基本的には同じだということの理解でよろしいんでしょうか。

の前段の認定農業者とというものもこの生産調整をきちんと貢献をしているかどうかということもきちんとしたこの判断材料になってきてるんではないかというような形で、いろいろな政策がこの生産調整を軸に考えられてきた。

○政府参考人(田中勝彦君) この点につきましては、米の需給及び価格の安定を図ることで生産調整を実施しているわけでございます。その生産調整の実施の一つの方法として、これまで自給率の低い麦、大豆、飼料作物、そういうたものへの作付け転換といいましょうか、誘導したわけでございますが、なかなか畠地等で作りにくくといったような状況もあるということで、今回法案も提出させていただいておりますが、米粉用米、飼料用米といったものについて取り組みまして、自給力、自給率の向上も図つていかうということ

○郡司彰君 生産調整の総括をすべきだということについて、どういう観点ですべきかということだろうというふうに思っております。

今のような一つの観点もありますけれども、前回は 土地改良、圃場整備その他の関係も一つはせん。

ました。今回、私はそれ以外のところの思い付くまで言いますと、例えば転作奨励金という制度がつくられました。これは、最初は転作をしていただければ、減反をすれば、そのところは小麦を植えたらその対価と同じような形でもって所得を補償しようよと。しかし、その後、これは生産調整の面積はどんどん拡大をするというようにならなければ、実質的に単価の水準というのは下がつてくるような形になつてきたということも生産調整どうなんだろうかということの気分を生み出したんじゃない。

それから、この生産調整をやつぱりしつかりやるんだということが基本に据えられることによつて、例えば担い手でありますとかというような形

○國務大臣(石破茂君) 基本的に委員のおこしやるようなことだと思います。

いや、それをどうするんだということについて、みんな七転八倒しながら何かいい答えはないかなと思っているわけで、おっしゃるように、参加しない方が得なんだということになると、まじ

総をして、結果として農家の方の意欲というものを少し弱めたんではないか。その間に規模拡大をしろというけれども、例えば北海道なんかの場合には、一畠反率が高かつたわけありますから、五ヘクタール増やせといえども、五ヘクタールの倍土地を取得しないと、実際には五ヘクタールの拡大ができないような形になつた。

当然リスクも相当程度増えるような形になるわけでありまして、このリスクが増えるということは結果としては規模拡大その他にも進まなかつた大きな要因ではないかというふうに思つておりましけれども、私の方からするとそのような感覚がございますが、大臣の方で、いや、もつとこういう観点ではないかというようなこと等があればお聞かせをいただければなというふうに思つております。

なるかといふことを念頭に置きたが、生産課東京の総括というものはしていかねばならないのではないかと思ひます。

じゃ、何でこんなことになつたのか。一つはやはり輸入の増であります、一つは輸入の増だと。自給率は、平成二年と十七年と比べれば四八から四〇に下がつてゐる。これが一つあります。もう一つは、この間に、六十五歳以上の基幹的農業從事者が平成二年は三割であつたのが、平成十七年には六割に増えました。やはりこれも所得が下がつた一つの理由であろうというふうに考えておられます。ただ、これだけではなくて、そのほかに

めに参加した人はばからしくてやつていられないわけで、正直者がばかを見るというのは、これはやっぱりまずかろうと思つております。それだけでもっともつと減反を強化というか、参加に強制力を持たせて、極端な話、減反に参加しなければ徹役だとか、そういうことをやることが本当に正しいのかといえ、それもそうでもないだろうと。では一体どうすればいいんだろうねということが私の問題意識の根本にはあるわけでございまして、そして、粗い手としてもつと規模をせんセントタイプが効いているかというと、それも大して、コストダウンを図つてやりたいねという人にも生産調整は掛かってくるわけで、本当にこれで規模を拡大しコストを下げるということのインセンティブが効いているかというと、それもうではないであろうということござります。さはさりながら、「一二の三でみんなやめどい」とことになると本当に大騒ぎから倒れていくのが

で、ここを一体どうするかという、問題点は分かつてゐるんですが、それを全部整合性を取つて解決する方法というのがなかなか見当たらぬ。かつ、どうすれば財政負担が一番少なくて済むか。そのとき、つまり財政負担は少しつと将来まで同じわけではないのであつて、何らかの方法を取るところのように米生産の構造が変わって財政負担は今後どうなつて消費者の利益はどうなつていうとうな多くの試算をしてみないと、これはいいといふものは出てこないのだと。すべての人がもう本当にうれしくてハッピーで、これで良かつたねなどといふのは、私は恐らく今の時点でこれだということを見出すことは難しいんだろうと思つています。

ただ、将来的には、米生産の構造がどうなつていくのかということ、そして何が消費者の利益になるかということを頭に置きながら、生産調整敕令なるか

自給率は平成二年と十七年と比べれば四〇%から四〇%に下がっている。これが一つあります。もう一つは、この間に、六十五歳以上の基幹的農業従事者が平成二年は三割であつたのが、平成十七年には六割に増えました。やはりこれも所得が下がった一つの理由であろうというふうに考えておられます。ただ、これだけではなくて、そのほかに

そして、私の思いからすると、最初の減反が始まつたころまでのそのお米を処理するために一兆円近く使つた、その後の緩やかな減反になつたときにもまたまつてしまつた、在庫量が増えた、二兆円ぐらい使つた、それから、またちよつと別な感覚だけれども、UJR合意の後に六兆円を超えるような対策というものをやつた、計十兆円くらいのことを見際には使つてきましたわけですね。そういうものの予算的な総括も、やつぱり私あのUJRのときも何回も言つたんですよ。ところがまとつた形でやつぱりなされてないということが多いつまでも同じような議論を繰り返さざるを得ないということになつてゐると思いますので、よろしくお願ひをしたいなというふうに思つております。

一方で、農家の方々の生産額、農業所得全体のその生産額が下がりつつあります。これは相対的

も、農産物価格が低下傾向で推移をした、すなはち、農産物価格指数（総合）でまいりますと、平成二年が一一八・〇であつたものが平成十七年に九九・七に下がっているということがあります。これはもう少し子細に分析をしてみなければいかぬと思つておりますが、いずれにしても、何でこのようにして所得ベースで半分になつたのかと、いうことをきちんと分析しませんと、これからどうするんだというお話になつてまいりません。そういうものをきちんと踏まえた上で、現在行つておりますところの基本計画の見直しの議論ということは行われねばならないというふうに思つております。

とにかく、原因があるから結果があるのであって、それをえていかないと新しい成果は出ないわけで、そのことに対する、私いつも申し上げるように、自給率も確かに大切です。確かに大切ですが、農地であり、そして農業者であり、そしてまたインフラであり、一つ一つの要素を精密に分析して手を打つていかないと、それは自給力なんか上がるまいと、結果として自給率が向上することにもならぬだろうというふうに考えて今作業をしておるところでございます。

○郡司彰君 農産物の自由化という路線が、路線

といいますか、UR合意も含めて、そういうもの

も非常に影響をしたんだろうというふうに思つて

おります。

それから、プラザ合意のとき以降の、やっぱり円高という形で農産物が割安になつた、輸入物がですね。そういうものがどんどん入つてきて、国産の農産物に代替をするような下地がやつぱりつくられたんだろうと思つています。

それから、大田がおつしやつた中にも少し重

くなつている部分があると思うんですけれども、やはり政府の方の財政再建をとにかくやつていかな

くちゃならないというような中で、実は、行政価

格、政府が買ひ上げるような農産物の価格というものが年ごとにずっと下げられたときがございました。これはやはり相当程度大きかつたんだろうと思つております。言わばはさみ状に、価格差のシエーレが開いたと、やはり政府が缺状価格差を開いたんではないかというようなことをやつぱり考えていただかないと私はいけないんではないかなどというふうに思つております。

それから、例えばバブルが終わつた後、今のように雇用の形態になつた。終身雇用とか年功序列とかというものがなくなつて、直ちに能力に合

う、年齢とは関係なしのような賃金だつたけれども、派遣の方々も増えた、あるいはリストラで生

活保護を受ける人の数も相当増えた。あるいはまた、若い人で東京に住むような人はもらつてゐる

賃金の過半はやっぱり住宅といいますか住居の費用とか、あるいは昔と違つて携帯に使うとか、食べ物はもう値ごろ感なものだけ買ってきて、とにかくおなかに入れればいいんだというような食生活になつてきたということもあるんだと思つていて

それともう一つは、先週、農水省の方からいただいた米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針というようなものの中で、参考統計資料をいたしました。これ、例年のものでありますけれども、お米の関係でいうと、二百八十万トンは外

食・中食産業の方に行つてゐるわけですね。もうまるつきり、三分の一がそちらの方に行つてゐる。

○國務大臣(石破茂君) それは、それぞれの品目ごとにきちんと見ていかぬのだろうと思ひます。

○こへ行つても、例えて言うと、果物がやたらと安いという話を聞きますね。果物はなきや死んじやうというもののじやありませんので、どうして

も需要としては劣後するところはあるんですけど、そこにおいて量販店が価格の決定力みたいなものを持つてゐるのではないだろうか。それは優越的地位を濫用してというようなお話ではなくて、そ

ういう公取めたお話ではなくて、実際に店頭で売られる価格と所得の間に物すごく乖離があつて、そこは二割、三割しかないのだということだ

とするならば、どうやって所得を上げていくかと、いう話も考えていかねばならぬでしょう。あるいは

はどうやってコストを下げるかという話もそうですね。しかし、切り替えるときには必ずしも下がる値段で契約をしているわけですよ。

財政再建、私は財政再建論者の側に立つてゐるつもりなのですが、さはりながら、本当に

いろいろな方がいろんな議論をされますが、それはアイデアとしては面白いねで終わつちゃつて

いるところがございますですね。そこにおいてWTOとの整合性も考えながら、どうしていけば若

い方々に国産のものを食べていただけるか。特に、朝御飯の欠食率なんというのはもう二十代が

すごい高い。それも、学生成時代に朝御飯食

べないということにもう慣れちゃつていて、もう二十代の欠食率が物すごい高いわけです

で、そこをどうやって埋めていくかとか、物すご



ついては法案担当部局できちんと検討して、そしてまた準備をいたしておりますがございます。ですので、そこで、私の答弁でもそうなんですが、この点は政令で、省令でこのようにしております。ということもやっぱり併せて御説明をしていかねばならぬのだろうというふうに思つております。

これは、国会で御質問があればきちんと御説明するように準備もしておるところでございますが、あらかじめ私どもで答弁をします際にそのこともきちんと併せてお話をするとということは今後必要ではないかなと思つております。

○郡司彰君 町田局長が衆議院の方では、内容はいつごろ決まるんだと言つたら、夏ごろだという事なので、私、今日から夏服にしてまいりました。ですから、今日は全部これで検討が終わつたかなと思つたんでありますけれども、まだのようありますので、このことは次回の十六日にもつと細かくちよつと質問をさせていただきたいなと思つております。

この中で、例えば、先ほどちよつと触れましたけれども、米粉あるいは飼料用米どれだけ作付けるんだ、あるいは五十万トンと言つてているけれど、これは米粉の量なのあるいは量など、これがよく分からぬところもありますけれども、そういうものも含めて水田協議会で協議をするとか、あるいは先ほどの食糧法の五十三条でいうと自治体でやるとか、こういう法案、今回の場合はわってから相手とやるんでしょうか、途中でもやつてているんでしょうか、どういうタイミングでどの程度相手の方と話をするんでしょうか。これは簡単にお答えいたさきたい。

○政府参考人(町田勝弘君) 今回の米閣連三法案で申し上げますと、この法律案の中身、一部地方でも権限行使できるよう措置するといった内容もございます。こういった点を含めまして、私ども、この法案の策定の段階から、いわゆる地方六都道府県が事務を分担することとなるという点か

ら、全国知事会に対しても、昨年の暮れ以降、複数回に渡りまして説明と意見交換を重ねてきているということでございます。今後法案が成立いたしますれば、具体的な内容が固まつてくるのに合わせまして、各都道府県にも丁寧に説明を行つていく考えでございます。

○郡司彰君 その現場の方の各都道府県の方がどういう認識でいるか、実際にこれができるのかどうかということについてはまたちよつと次回にさせていただきたいなと思つております。

大臣の方にちよつとお考えをお聞きをしたいと思ひますけれども、ほかの国がやつてあるから全部いいということではないんりますけれども、も、例えば先ほどの政省令のようなものを、一定の時期の後に、これだけきちんと固まりましたと、この法案審議いたいたけれども、あのとき決まつてなかつたものがこのような形で政省令としてでき上りました、このことを、一定期間後でよろしいんりますけれども、国会の方に提出をするというようなことは可能でありますけれども、ほんの国がやつてあるから全然違いますけれども、ほんの国がやつてあるから全然違います。

○國務大臣(石破茂君) それは不可能だとは思つております。私自身そう思います。

ただ、これ議会と内閣の関係でございますので、私としては不可能ではないというお答えになりますが、今後どうするかはまさしく衆参両院と内閣との間でお話をいただくものだと思っております。

○郡司彰君 やはり、この前の扱い手の関係などは、私どもよりは与党の皆さん方がそんなことまで決めてないじやないかというような話をその後大分なさつておりました。私どもからしてもやはりそういう中身がございました。

事後審査というものが、やはりこの国の法案の仕組みからすると、一定程度大事なものについてもござります。こういった点を含めまして、私ども、この法案の策定の段階から、いわゆる地方六都道府県が事務を分担することとなるとい

農水省だけでやりますよということにも多分なら

ないであります。といいますのは、今

番最初にやりましたWTOの関係というものは、これはどこの国でもそうであります。私どもこの農政にかかわればすべての項目がやつぱりそことの照らし合わせてどうなんだろうかというふうになつてくるということだらうといふうに思います。

それから、もう一つでございますけれども、一

つかんで、私は、例えば黄色のものであれば、

しかし私たちの国は黄色であつてもやるんですけどあります。それから、明らかに現在

在と/or>う形では出せないものも多分あるんだろ

うと思います。私は、例えば黄色のものであれば、

しかし私たちの国は黄色であつてもやるんですけどあります。それから、明らかに現在

在と/or>う形では出せないものも多分あるんだろ

おりでございます。

そこで、いろんなことをやってきました。一つは、輸入検疫で食品衛生法上問題があるというお米は返すか廃棄するかにいたします。そして、輸入米の販売直前にカビ、カビ毒のチェックは行います。そして、立入検査のマニュアルがなかったわけで、一体、九十六回行つて何をしておつたかということございまして、このマニュアルの整備も行いました。再発防止の対策はそういうことでございます。

一方で、事故米問題の際にはどうなるのかといふと、私どもの反省として、記録の保存とか整備が不十分で、一体どういうふうな流通ルートをたどつたのだということが分かるのに物すごい時間が掛かりました。もう一つは、国産米を使っていふると思われていた商品にまで輸入品の事故米の使用があつたということで消費者の皆様方の御不安が高じました。ということで、不正規流通のチェックが十分でなかつたというふうな認識も持つておるわけでございます。

昨年の十月から米流通システム検討会において検討いたしまして、消費者の皆様方の視点に立たねばならぬということから、米穀の適正な流通が確保される仕組み、必要なときに流通経路を迅速に解明できるトレーサビリティの仕組み、あるいは米製品の原料米の原産地に関する情報が消費者の皆様方に提供できる仕組み、こういうものを一体的に整備をする必要があると思ったわけでございまして、本法案、トレーサビリティ法案ですね、及び食糧法案は、この考え方を踏まえました上で、トレーサビリティ法案におきまして、米穀等の販売を行う事業者に対し、その取引に係る情報の記録をきちんとやつてください、そして产地情報の伝達をきちんとやつてくださいといふことを義務付けるわけでございます。あるいは、米の出荷、販売を行う事業者が守るべきルール、これは食糧法案においてこういうことを守つてくださいといふことを明確化する、明確化しただけじゃ駄目なので、罰則を強化するということを

やつておるわけでございます。

したがいまして、米トレーサビリティ法案そして食糧法の改正によりまして、早くやらないといけない、それは、農政事務所だけが悪いなんて私は申しません、本省だつてそうです。そのことによって処分も行いました。処分を行えばそれでいいというのもやっぱり時間が掛かつたと思うんですよ。

それから、今度の食糧法の改正で、業者の立入検査をする場合に、拒否に遭つたときには懲役も科すことができるなどという、こういう規定を置くというような、いきなり、わっと、そのペナルティーを強くしているという印象も持ちますけれども。

そもそもどうして業者は立入りを積極的に協力できなかつたのかということから、申し訳ないけれども、やはりこれまでの緩んだ農政の中でも、国、政府の、農水省のお役人と事業者の不適切な関係とか、そういうことまできちんと、綱紀粛正するということはきちんとされているんですね。

#### ○國務大臣(石破茂君)

その点については、何が不適切な関係であるのかということについて徹底的な聞き取り調査を行いました。

ただ、私どもとして、強制検査権を持つてゐるわけではございませんので、限界はございますから、三笠フーズの経営者が逮捕され、そこにおいていろいろな取調べがなされということだと思います。

それで、またしても消費者目線に立つた行政との不適切な関係であるのかということについて徹底的な聞き取り調査を行いました。

ただ、私どもとして、強制検査権を持つてゐる

にも参つていろんなどを聞いてまいりました。現場も見てみました。実際にこれが食の安全に責任を持つ省庁として自覚を持ってやつていたと

かというふうに素朴な疑問を持つわけです。そこでお尋ねをいたしますが、どうして今回JAS法と本法とで異なる体系を組まざるを得ない通過程において担保されるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○大河原雅子君 法案の先の細かい部分を伺つていただきたいと思うんですが、私、今大臣おつしやつた中で、今回の事件を解決していくときに余りにもやつぱり時間が掛かつたと思うんですよ。

今回、もし仮に万が一こういうことが起つたとすれば、この省庁はもう存在意義がないんだということですよといふことも私は折に触れて申し上げているところでございます。

○大河原雅子君 是非とも、農水省OBの皆さん天下り団体のチェックも私ども進めてまいりますので、そのところはもう毎日毎日びしつと、消費者の方を向いて農政を進めていただきたいと思います。

それで、またしても消費者目線に立つた行政と消費者の方を向いて農政を進めていただきたいと思います。

一方、JAS法でございますが、米の原産地表示は、米関連製品では米とともに限定をされております。また、消費者が購入する際的確な商品選択ができるようについて表示方法も商品の包装及び容器などに直接表示をするというこになつております。インターネットでの掲示や店舗への掲示のような形態は認められていないと

いうことでございます。

こうした事情を踏まえまして、JAS法とは別途の仕組みとして、米トレーサビリティ法案におきまして新たに产地情報の伝達を措置することとしたものでございます。

なお、JAS法との関係でございますが、米トレーサビリティ法案の产地情報の伝達は、消費者が产地を識別できるようにするという点ではJAS法に基づく表示と同様の趣旨を持つものでございます。JAS法により原料米の原産地表示が義務付けられておりますものの、現在、米、もちでございますが、これにつきましては米トレーサビリティ法案における产地情報の一般消費者への伝達の義務を除外することとして整理をしたと

国民から見て分かりやすい法体系になぜしないのかと

かとお尋ねをいたしますが、どうして今回JAS法と本法とで異なる体系を組まざるを得ないんでしようか。理由はどうでしようか。

○政府参考人(町田勝弘君) 米トレーサビリティ法案における产地情報の伝達でございますが、事故米問題の際に、ふだんから食べている米加工品や外食、弁当などの原料米の产地が分からないといったことから消費者の方の不安が増幅したことを踏まえまして、御指摘をいただきましたよう

に、外食における御飯の提供を含めて、各種の米関連製品につきまして原料米の产地情報を伝達するというものでございます。また、外食店などにおきましては、インターネットでの掲示、店内への掲示などの伝達方法も幅広く認めていただきたいと

思つております。

事故米問題の際に、ふだんから食べている米加工品や外食、弁当などの原料米の产地が分からない

といったことから消費者の方の不安が増幅したことを踏まえまして、御指摘をいただきましたよう

に、外食における御飯の提供を含めて、各種の米関連製品につきまして原料米の产地情報を伝達するというものでございます。また、外食店などにおきましては、インターネットでの掲示、店内への掲示などの伝達方法も幅広く認めていただきたいと

&lt;p

○大河原雅子君 それでは、具体的に産地情報の伝達という意味では、どういふことを指すのかをもう少し詳しく教えていただきたいんですね。

外国産と国内産とを分ける程度なのか。それとも、国名をきちんと表示して、例えば中国産、ベトナム産であるとか。それ以上に、中国産だったらば、これは広東省なのか四川省なのかと、そういう産地名までもきちんとできるようなことを示すのかどうか。そのことで、やはりこの産地情報の伝達というのが食の安全についてどういう意味を持つとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君)

産地情報の伝達でござりますが、国につきましては、国産であれば国

産、外国産につきましては国名を表示、情報として

伝達をしていただくということにしているところでございます。冒頭申し上げましたが、知らないうちに外国産のものを食べていたということでございますので、外国産ということだけではなく、その国名も表示をしていただくということでございます。

なお、それ以上の産地と、例えば広東省とか御事例がありましたら、そういうふたところまでの伝達は求めるという考えはございません。

○大河原雅子君 昨日、私、帰りにスーパーに寄つたんです。高級スーパーじゃなくて、もう本当にごく普通のスーパーでございますけれども、そこには並んでいるものは本当に今回国産のものが多くなつていて、小麦粉も、また米粉つて言ふから何か新しく聞こえますが、上新粉、だんごの粉です。ですから、そもそも既にウルチ米、国産とか、モチ米、国産とか、これは新潟県のどこの米一〇〇%ですとか、表示はどんどん進んで事業者がやつております。でも、問題になるのは、やはりそういうことが積極的に出せないものについてなんじやないかなと。

しますけれども、余り、効果があるのかなというものがちょっとと私にとっては疑問が残つております。

それで、そもそもトレーサビリティーというのは、どこから来てどこに行つたかとということをきちんと把握をするということで、伝票の管理がしっかりと行われるということだけで実は可能なんですね。それで、今回の法律では米ということがあるんですが、実は消費者側からすれば、野菜

だって果物だって、取引が行わっているものなら何でもこのトレーサビリティーがきちんと確立されなきゃいけないというふうに思うんですけども、これはお米でうまくいけばほかの品目にも広げようというようなお考えなんでしょうか。およそ市場流通している農産品であれば、この伝票の管理というのは既に行われているとも思つんでござりますが、その点についてはどうでしようか。けれども、そういう意味では、この事故米の問題があつて、米について特段取り出して産地情報の伝達ということで慌ててこの法案を作つたという印象を免れません。

それで、これはすべての農産品を対象にして私は拡大すべきであるというふうに思つてゐるわけなんですが、その点についてはどうでしようか。

○國務大臣(石破茂君) 別に、慌ててやつたと、こう言われるが、何かこう、いや、そうではございませんと、こう言いたくなるんですが、ただ、御指摘のように、事故が起つたと、やつぱり御負担が増えることは私も望みませんけれども、片方では地産地消といい、フードマイレージといい、これまで輸入大国だということから少し脱していこうという機運が出てきていると、いうことでいえば、やはりこういうことに懶病であつてはいけないと、いうふうに思つてます。頗る見える生産者、製造者ということがどれだけこれから消費を上向けるかということにも是非気を配ついただきたいというふうに思つております。

それで、いま一度伺いたいんですけど、この法案の全部に広げるのが望ましいことは言うまでもございません。ただ、そうしましたときに、郡司委員の先ほどの御質問の中にもございましたが、我が國のいろんなスーパーですかあるいはいろんな業者というのは、まだ寡占化が進んでいない。

それがいいことか悪いことかは別にして、中小零細の方々が怒られるわけでございます。その事場所が、常に安定的に供給しなきやいかぬということになると、仕入れる場所が変動し得るということになる。その都度その都度表示を変えるのかとか、そういうような中小零細の方々の負担を減らす方策と、消費者の方々の安心、安全というものを確保すると、この両立を図つていかねばならないことだというふうに思つております。

私もとして、農業者、中小事業者の方々も実施可能となるような環境づくりは進めていかねばならない。そして、トレーサビリティーの導入を推進してまいりたいと考えております。ですから、これでうまくいつたらということを確保すると、この両立を図つていかねばならないことだというふうに思つております。

私がおもとして、農業者、中小事業者の方々も実際に規定する主要食糧に該当するものということがあります。具体的には、米粉、米飯類、御飯類、もち、米菓生地などでございます。

二つ目といたしまして、その他の加工品であつて、社会通念上米を主たる原材料とするもの、あれせんべいなどでございます。また、米を原材料としていることを訴求ポイントとしているものと、いうことで米粉パンなど、こういったものをお基本といたしまして、現在トレーサビリティーの対象品目を検討を進めているところでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) お答えを申し上げます。政令で定めるものということございまして、今政令に規定をしたいというふうに考えているものでございますが、米の加工品でありまして食糧法に規定する主要食糧に該当するものということございます。具体的には、米粉、米飯類、御飯類、もち、米菓生地などでございます。

二つ目といたしまして、その他の加工品であつて、社会通念上米を主たる原材料とするもの、あれせんべいなどでございます。また、米を原

材料としていることを訴求ポイントとしているものと、いうことで米粉パンなど、こういったものをお基本といたしまして、現在トレーサビリティーの対象品目を検討を進めているところでございます。

○大河原雅子君 やつぱり肝心なところが抜けていると私は思うんですよ。これ、やつぱり事故発生から半年ということで有識者の会議も開かれて検討されているわけですね。

でも、問題になつていてものの中には酒類が入つていて、これはやつぱり典型例でしよう。それが入つてないというのはとても私は信じられない。専門委員会の中でもこの酒をきちんと入れるべきだと、もう対象とすべきだというふうに言つていいわけなんですけれども、大臣、どうですか、ここで、是非、この酒がなぜここにこの時点に入れるわけなんですか。大臣、どうですか、これが先に国税局から伺います。

○政府参考人(西村善嗣君) お答え申し上げま

第八部 農林水産委員会議録第八号 平成二十一年四月十四日 【参議院】

しますけれども、余り、効果があるのかなというものがちょっとと私にとっては疑問が残つております。

それで、そもそもトレーサビリティーというのは、どこから来てどこに行つたかとということをきちんと把握をするということで、伝票の管理がしっかりと行われるということだけで実は可能なんですね。それで、今回の法律では米ということがあるんですが、実は消費者側からすれば、野菜

だって果物だって、取引が行わっているものなら何でもこのトレーサビリティーがきちんと確立されなきゃいけないというふうに思つんでござりますが、その点についてはどうでしようか。おもとして、農業者、中小事業者の方々も実際に規定する主要食糧に該当するものと、いうことでございます。具体的には、米粉、米飯類、御飯類、もち、米菓生地などでございます。

それで、これはすべての農産品を対象にして私は拡大すべきであるというふうに思つてゐるわけなんですが、その点についてはどうでしようか。

○國務大臣(石破茂君) 別に、慌ててやつたと、こう言われるが、何かこう、いや、そうではございませんと、こう言いたくなるんですが、ただ、御指摘のように、事故が起つたと、やつぱり御負担が増えるということは私も望みませんけれども、片方では地産地消といい、フードマイレージといい、これまで輸入大国だということから少し脱していこうという機運が出てきていると、いうことでいえば、やはりこういうことに懶病であつてはいけないと、いうふうに思つてます。頗る見える生産者、製造者ということがどれだけこれから消費を上向けるかということにも是非気を配ついただきたいというふうに思つております。

それで、いま一度伺いたいんですけど、この法案の全部に広げるのが望ましいことは言うまでもございません。ただ、そうしましたときに、郡司委員の先ほどの御質問の中にもございましたが、我が國のいろんなスーパーですかあるいはいろんな業者というのは、まだ寡占化が進んでいない。

の学校給食のことも申し上げましたけれども、本当にブラックボックスになつてしまふようなことから是非脱したイメージをきちんと出していくには、対象品目が米穀及び米穀を原料とする飲食料品であつて、政令で先ほど定めるということなんですね。それで、今回の法律では米ということだけでも、もつときんと言えないものなんでしょう。

それがいいことか悪いことかは別にして、中小零細の方々が怒られるわけでございます。その事場所が、常に安定的に供給しなきやいかぬということになると、仕入れる場所が変動し得るということになる。その都度その都度表示を変えるのかとか、そういうような中小零細の方々の負担を減らす方策と、消費者の方々の安心、安全というものを確保すると、この両立を図つていかねばならないことだというふうに思つております。

私もとして、農業者、中小事業者の方々も実際に規定する主要食糧に該当するものと、いうことでございます。具体的には、米粉、米飯類、御飯類、もち、米菓生地などでございます。

二つ目といたしまして、その他の加工品であつて、社会通念上米を主たる原材料とするもの、あれせんべいなどでございます。また、米を原

材料としていることを訴求ポイントとしているものと、いうことで米粉パンなど、こういったものをお基本といたしまして、現在トレーサビリティーの対象品目を検討を進めているところでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) お答えを申し上げます。政令で定めるものと、いうことでございます。これはやつぱり肝心なところが抜けていると私は思うんですよ。これ、やつぱり事故発生から半年ということで有識者の会議も開かれて検討されているわけですね。

でも、問題になつていてものの中には酒類が入つていて、これはやつぱり典型例でしよう。それが入つてないというのはとても私は信じられない。専門委員会の中でもこの酒をきちんと入れるべきだと、もう対象とすべきだというふうに言つていいわけなんですか。大臣、どうですか、これが先に国税局から伺います。

○政府参考人(西村善嗣君) お答え申し上げま

るわけなんですか。大臣、どうですか、これが先に国税局から伺います。

○政府参考人(西村善嗣君) お答え申し上げま

酒類につきましては、法律上、政令で指定することによりまして対象品目に加えることができるよう措置をしているところでございます。

有識者会議取りまとめにおきます指摘は承知を  
しているところでございまして、酒類を対象品目と  
するかどうかにつきましては、今後、社会通念によ  
る農林水産省とも相談をしてしながら検討をしてまい  
りたいと考えております。

○國務大臣(石破茂君) 今の国税庁から答弁がござつたとおりですが、これ、酒は当省の所管ではございませんのでそういうことになつてゐるというだけの話であつて、私どもとしては、今国税庁からもお話をありましたように、これは入れるべきだというふうに思つております。ただ、それを言ひ切るだけの権能を持つておりますのでこういう話になつておりますが、委員御指摘のようになりますと、今回その酒でいろんなことが起りました。そのことはよく認識いたしておりますので、この法律もそういう立場になつております。

ですから、国税庁と御相談をし、御相談といつても、どうしましようねという話じゃなくて、やはりそれは入れるべきだという方向を持つて議論をし、消費者の方々にきちんととした情報を提供することになるというふうに私は大臣として考えております。

○政府参考人(町田勝弘君) そういう御指摘はあるうかと思いますが、私どもは、この骨格をつくるときには米穀及び米穀の加工品ということでおろいろの制度を仕組む検討を流通システム検討会でやつていただきました。JAS法との関係について

す。でもそこで整理をしていたみたいでございま

セスもきちんと示していただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますが、先ほど言いましたような政令規定する事項につきましては、この夏を目標にできるだけ早く詰めていきたいというふうに考へているところでございます。

○大河原雅子君 先ほど郡司委員が、政令で、政省令で決めていくことのおかしさについて、もう農家の扱い手法案のときも指摘されて、

○政府参考人(町田勝弘君) 現在まさにこの三法案を審議していただいているわけでございまして、政省令規定見込み事項につきまして御審議がされるという場合で、今までにその場合でございますが、現時点で想定される検討内容を御説明さうか。

せていただいております。また、審議でのいろいろな御指摘をいただき、また国民の皆様の声もいたたくことになります。パブリックコメント等やるわけでございます。その施行に向けて、そういつたものを含めて成案を得るよう検討するということをございます。

直ちに私が今この場でその案としてお示しできるかどうかというのは、先ほど郡司委員と大臣とのやり取り、これはできた後の議論でございましたが、といったこともありますので、私どもはとにかく早く丁寧に御説明をさせていただいていると、いうことで御理解をいただきたいと思います。

○大河原雅子君　なかなか理解はできないんですね。それで、対応は後ほど相談をさせていただきます。

たいと思いますけれども、やはり国会の専門の委員会で審議をするわけですから、消費者の方々もしっかりと注目して見て、います。もちろん事業者の方たちは注目度は大でしようけれども、そういう意味ではやはり丁寧な資料の提供と、議論のプロ

く変わる可能性があるというふうに受け取られて  
しまいます。この法案を改正しなければならない

可能性が出てくるということなんですねけれども、今回この法律を是非とも成立させたいというふうに思われるんでしたらば、この中身ですね、私、なかなか薄いなと。例えば、交付金の措置が盛られてるわけでもなくて、この新用途米の計画を作れば、その利用にかかる施設整備に融資の償還期限を二年延長するぐらい、そのぐらいしか見

受けられないんですよ。メリットは、来春の国の  
グランデザインである基本計画の策定を待つて  
がどういうふうにあるのか。特に農家の方々に何  
がメリットなのかということを明快に御答弁いた  
だきたい、これは大臣にお願いしたいと思いま  
す。

○國務大臣(石破茂君) 委員が先ほど御指摘のよ  
うな主食の話は実はなかなかとても難しくて、日  
本は米だというんですか、それに該当するような  
そのほかの国にあるかねなどという、なかなかそこ

は難しいと。例えばケニアの主食はウガリといふんだそうです。また、エチオピアの主食はインジエラというんだそうでありまして、イランの主食はチエロウというんだそうでありまして、何かいつぱいあるなというふうに思つておりますが、それが議論の本質ではなくて、要するに畜産物、そういうものにシフトしていくたというところをどう考えるんだということが極めて難しいんだるうなというふうに思つております。

それで、どなたが何をお食べになるか、そこはまた議論の根底にあるわけですが、そういうことともいろいろ考えていきながら基本計画を作つていくわけでございます。基本計画ができるときや新しい政策に取り組めないというお話を決してござ

いませんが、ございませんが、しかしながらこのトレス法案、あるいは食糧法の改正というのは、私はある種急ぐんだろうと思っておりますですね。主食であるがゆえに急ぐのだと、善は急げみたいなお話をございまして、これを先行させると

いうことは私はむしろ必要なことなどというふうに考へておるわけでございます。そして、米粉、そしてえさ米の利用促進にも取り組むのだとということになるわけですが、もちろんのこと、基本計画の中にも米粉米、えさ米というものを適切に位置付けて、振興の目標も示していきたいとうふうに思つております。

農家に何のメリットがあるんだって話ですが、やはりお米以外は非常に作りにくいつところがございますですね。あるいは、新たな投資というのも基本的に、お米に違はないわけで、新たな投資というものも必要ないということになるわがが明確に位置付けられるということは、それは農家にとつても大きなメリットであるというふうに私は考へております。

ですので、農家の方々にメリットを与え、そしてまた自給率の向上、自給力の向上にも資するということでござりますので、委員がおつしやいましたように基本計画ができるからやりやいいじやないかということには、大変恐縮ですが、なかなか賛成し得ないところでござります。

○大河原雅子君 私が主食と言つたのは、やっぱり唯一日本が自給一〇〇%できているものが私たちの主食である米でござります。その米の自給率を、一〇〇%で余っているから減反をして価格が下がらないようにしてきたといふことがあるんですけれども、今ある水田をフル活用して、粒で食べる主食の米、それから粉にして食べる米粉、それから行く行くはお肉に変わつていく飼料米といふことでフル活用しようというのがこの大きな転換点ということですよね。

ですから、私は今回、やはり基本法の中に主食である米という位置付け、米に対する理念といいますかそういうものもきちんと反映されるような施策であるべきだと思つています。ですか、米粉で使う、それから飼料米で使うといったときは、その活用を推進していくためにきちんとした、施設整備を生産をする人、製造をする人

にきちんと保障する、そういう安心感を与えない限り、目標を設定してそれを示していかない限り、これはまたもや猫の目行政じゃないかと言われると思うんですよ。

それで、特に今回、そういう意味では、カントリーエレベーターとか保管庫とか種子センターとか、素人の私が考えただけでも幾つか挙げられるわけですけれども、そういうたところの施策も十分とは言えないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(町田勝弘君) 本格的な米粉の利用増進に当たりましては、生産されたものが確実に流通、消費されることが重要でありますことから、米粉用米の生産者に対する支援のほか、御指摘いただきましたとおり、カントリーエレベーター等の整備に対する支援も重要なと考へいるところでございます。このため、生産者と製造事業者等が連携して取り組むことを前提としたしまして、カントリーエレベーターや保管施設に融資措置を平成二十一年度予算において措置しているところでございます。

法律に基づく措置、また税制、こういった予算措置、こういったものを総合的に活用して米粉の本格的な利用増進を図つてまいりたいというふうに考へております。

○大河原雅子君 今回の措置は、生産をする人とよつて、需要に応じた米粉用、また飼料用の米の生産を行うということで、それが全体としては米の過剰生産に一定の抑制的な効果を掛けるということだとと思うんですけども、過剰を未然に防ぐ

という観点だけではなくて、米の需要を喚起するという適切な施策が講じられる必要があるというふうに思つています。

米粉の方について伺つていきたいと思いますが、農省もこれまでいろんなPR活動をしてお米を食べる、もう一ぜん食べてくださいというようなことを言つてこられたんですよね。そして

また、米飯給食も実際増えてきているといふ知らせもあるわけです。

ただ、やはり私がこの間から引っかかっていることは、大臣が、食料自給率というのは結果であつて消費者に国産を食べろと言えないとおっしゃつ

ていることなんですよ。私は、やはり農水省の、日本の農水省の大臣だからこそ、国民の皆さん、国産品を食べてくださいってやっぱり言うのが自然だと思うんです。そして、そのことが、(発言する者あり) 横からスイスの卵ということが出てきましたけれども、それは石破大臣の米というふうに、スイスの卵じゃなくて日本のお米というのが世界に認知されるといいなというふうに思つてます。

それで、是非とも米粉や飼料用米の需要喚起に向けたPR活動をしていただきたいんですけども、その点で、これまでの麦に代わる代替品というイメージがやっぱり強くて、米そのものの戦略になつていなかないんじゃないかというふうに感じております。麦の代替品と言い続けると、たまたま今小麦が上がつていて米との価格差が少しくなつてきてるんですけど、じゃ、また麦が元に戻つたら、また代替品から小麦の方に戻つてしまふような、そういうこともありますから、お米が本当に代替品ではなくて、米は米として、健康新しいとか、機能性が優れているとか、日本の伝統食に資する文化もつくってきたというようなことも積極的に出していただいて、アピールしていたんだって施策を講じるべきだと思います。だから、米粉のパンもパンの形で米を食べるというふうに言つていただきたいなというふうに思う次第でございます。

このPR施策についてはいかがでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) 私、お願いしないと言つてゐるんじやなくて強制はできないと、こう申し上げてゐるんですね。国産品を食べなさいとか、それは言えないど。また、国産品愛用という、何とか、より、むしろ米粉あるいはえさ米、それの価値が高くなり多くの方々に御認識いただけるか

ということについてまた御教導賜りたいと思うところございます。

○大河原雅子君 先日の視察で、飼料米に取り組んでおられる旭市と米粉に取り組んでおられる佐倉市に伺つたわけですけれども、その中で、佐倉市のパン屋さんの興味深いお話をありました。米粉と小麦はコストを比べると四倍違うと、米粉パンだけではやつていけないので、四倍のコストをパンの値段に転嫁するわけにもいかない、だからもう利益出ないでやつているというお話をでした。

ただ、驚いたことに、やはり佐倉で取れた米を使つてあるんだけれども、パン向けに製粉するには新潟とか大阪に製粉工場に製粉してもらわなきゃいけない。だから、一回送つて製粉してもう一度返してもらつているということなんですね。

ですから、まだまだこの米粉の活用については、生産、もちろんコストもそうですけれども、麦との価格差もそうですけれども、製粉のコストとか輸送のコストとか、商業的にどんどん回していくためには周辺で掛かるコストが結構あるということなんですよ。だから、その周辺コストをどうだけ軽減する策を持つていてるかということが問われると思うんですけども、どんな周辺コストの軽減策をお持ちなのか。

ちょっと時間がなくなりましたので、もう一つ、その製粉の機械ですね。これは私、やはり県内にいか所製粉する場所があるという安心をやっぱり与えていくべきじゃないか、この米粉の取組をオールジャパンでやるために、県内産のものはその県内で製粉ができるというシステムをきちんとつくっていくべきじゃないかというふうに思っています。

全国でコストを下げて米粉に取り組むために、機械を導入するのも国が主導して措置するべきじやないかというふうには思うんですが、効果的な周辺コストの軽減策とこの製粉機械への補助について伺いたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 御指摘をいただいた

とおりでございまして、この米粉の普及に当たりましては、できるだけ製粉コストを削減するといたことは大変重要であるというふうに考えております。そのためにはこの製粉施設の整備、有効な手法でございます。できれば、近くにあれば

それだけコストは掛からない、御指摘のとおりでございます。こうした施設の整備に当たりましては、効率的に稼働いたしまして、製造コストの低減が図れるようという観点から、生産者、実需者の間で連携を密にしていただき、今後の事業展開といったことも見極めた上で導入時期、施設の立地、処理能力、そういったことをお決めいたしましたことになるというふうに思います。

そういう点で、お決めをいただきまして、私は、私どもこの米粉の製造施設、これにつきまして、先ほども若干申し上げましたが、低利融資ですか予算措置もございます。また、米粉製造施設等を取得した場合の税制上の特例措置も今回創設することいたしております。こういった措置を活用いたしまして、米粉の製造施設の整備、また製造コストの削減といつたことに努めてまいりたいというふうに考えております。

○大河原雅子君 是非このことは十分な手当てをしていかなければいけないというふうに思うんです。それで、先ほど大臣はお米の消費の喚起、需要喚起といつても国民の自由な選択によるから無理やりはできないというふうにおっしゃっていますよね、国産品、米もそうです。だけれども、私はやはり少なくとも公立の学校で米粉パンの導入するというのは効果的だと、既に取組進んでおります。それで、先ほど大臣はお米の消費の喚起、需要喚起といつても国民の自由な選択によるから無理やりはできないというふうにおっしゃっていますよね、国産品、米もそうです。だけれども、私はやはり少なくとも公立の学校で米粉パンの導入するというふうに思っています。

今後とも、米粉パン等を含めまして学校給食における地場産物の活用の推進を促してまいりたいと考えております。

○大河原雅子君 学校給食で米粉のパンが食べれるようになるというのは本当に、小麦のアレルギーの方もおられるんで非常に大きなことだと思

うあります。

わることなので農水省からはお答えが出ないんですね。今日は文科省からもお越しただいておりますので、いかがでしょうか。

○政府参考人(尾崎春樹君) お答えを申し上げます。御指摘ございましたとおり米粉パン、学校給食の中で急速に普及をしておりまして、平成十九年で全国の小中学校で八千校余りで使用の実績がございます。三年前と比べますとおよそ倍増というような状況でございます。

この米粉パン等を使用することは、基本的に学校給食の実施主体であります市町村、その教育委員会が判断する事柄でございますので、すべてにわたって強制というわけにはまいりませんけれども、文部科学省といたしましては、県内産の米粉パン等を学校給食に使用することは地場産物の使用割合を向上させるという意義があるのでないかというふうにも考えているところでございま

す。

こういうことでございますので、私どもで実施をしております調査研究事業、昨年度からやつております、例えば学校給食における地場産物の活用方策の調査研究事業というようなものも各県に委託してやつてございますけれども、その中で、学校給食用の米粉パンの開発等とか、例えばいろいろな種類、多様な米粉パンを用意をするとか、あるいはパンに限らず米粉を使つた新しいメニューの開発をして、それを保護者に調理講習を行つたような取組を通じまして、いろんな形での米粉の使用の支援をしているところでございます。

それで、先ほど大臣はお米の消費の喚起、需要喚起といつても国民の自由な選択によるから無理やりはできないというふうにおっしゃっていますよね、国産品、米もそうです。だけれども、私はやはり少なくとも公立の学校で米粉パンの導入するというのは効果的だと、既に取組進んでおります。そういうことについては、米飯給食をしてくれるのはもちろんありますけれども、米粉のパン、パンの形をした米を食べるということもあります。

○大河原雅子君 学校給食で米粉のパンが食べれるようになるというのは本当に、小麦のアレルギーの方もおられるんで非常に大きなことだと思

ういます。

それで、国が率先して公共で範を示すというこ

とがあると思うのですが、これは学校給食にかかる

掛かっていて、もちろん検出、高い値では出ませんけれども、必ず出るもので。こういった実態についても民間で調査を行つていますけれども、やはりポストハーベスト農薬が何度も掛けられている小麦よりは、国内産の小麦粉を使ったものかは出ないわけですし、さらに、米粉のパンを使つていてアレルギーの対応もしていくというふうに思つております。

現在、学校給食で使われている米、それからパン、調理用の小麦の量というのはどれぐらいでしょうか。

○政府参考人(尾崎春樹君) 私どもの直接の調査はございませんけれども、農林水産省の調査を拝借しておりますけれども、学校給食での年間の米の使用量は、十九年度で九万八千トン余りということがあります。

それから、小麦のお尋ねもございましたですが、現在、その使用量は正確に把握はしてございません。ただ昔、平成十三年度までは、現在のスパンツ振興センターの前身でございます特殊法人日本体育・学校健康センターが各県の給食会を経由いたしまして小麦粉を供給しておつた時代がございます。その当時のデータを見ますと、平成十三年当時で小麦粉の学校給食での使用量は、三万七千トン余りというような状況でございました。

○大河原雅子君 今日お配りした資料、これは東京都教育委員会が学校給食の実態というのを毎年出しておられます、その中からの抜粋です。

文科省の方の今おっしゃつた文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課からいたいた資料と、各教育委員会が作つてある学校給食の実態調査の中身は非常に違います。それは、申し訳ないのですが、文科省がおされている資料は、施設がどうなつてあるか、完全給食なのかどうなのか、栄養職員がどういうふうに配置されているのかしか書いていないんです。子供たちが何を食べているかについては書いてありません。

自治体がまとめている学校給食の実態調査といふのは、地場の野菜がどれくらい使われているか

とか、あるいは学校給食センターで洗浄する洗剤が合成洗剤なのか石けんなのかというようなことがきちんと調べて書いてある。アレルギー対応もどういうふうになつているかも書いてございま  
す。

ですから、これから、そういう意味では子供たちが食べているものを見きちんとそれが責任を持つて把握をしていくのかということがあるんですねが、今文科省の方からは、量についても把握をしていないので、農水省から伺ったということなんですよ。

たのは、子供たちが米も食べているけれどもパンとして小麦も食べていて、これ一回の平均しているものなのですが、学校給食の中には調理用の小麦も使つておりますから、これも千葉で習つてきてましたけれども、千葉の例でいえば、コメ粉食品普及会の皆さんのが大学との提携もあってメニューも開発されてきた。本当に今、米粉を小麦粉として使える、小麦粉を使つていてるところに、グラタンも作れるし、カスタードクリームも使えると。このことは普通の御家庭でできることです。私も昨日、実はカスタードクリームを朝の五分という時間で電子レンジで作れました。ですから、粒で食べる、粉で食べるということを国家プロジェクトとしてどんどん進めていくために、こういうことも学校給食という子供たちの口、それからそこにはかわっている御家庭の皆さんというふうに、普及の先はたくさんあるということを是非自覚をしていただきたい。

特に文科省はこの学校給食のことについて、これから例えばこれを代替していく、農水省としてはそういう場所で使われている、公的なところで使われているところは入れやすいわけですから、小麦粉からこの米粉に転換をしていくという戦略を持つついてもおかしくないと思うんですけれども、その点は、文科省はこの学校給食の中身についてはどういうふうに農水省と共同するおつもりでしようか。

○政府参考人(尾崎春樹君)　御指摘ございました  
ように、その米粉の活用も、パンという形だけではなく多様な食材という形での活用があるということで、先ほど申し上げました私どもの調査研究事業で委託しているその実績を見ましても、例えばグラタン、まさに委員御指摘ありましたそのヘルシーグラタンとか、それから鳥の空揚げの衣で使うとか、そういつたいろんな多様な使い道の工夫をその委託調査研究の中で出てきておりまして、それを保護者に普及啓発をするというようなこともございます。

○大河原雅子君 米粉、それから飼料米、そして主食用の米、きちんとした計画、目標を持たなければ生産者から消費者まで安心ができない。特に生産者の皆さんにとっては、それぞれの施策に協力をしていくことによってきちんと手取りの収入があるということが大事です。飼料米の二十一年度產については、非常に継続をして飼料米を作つてきました農家に大変な不安を与えました。ですから、来年度以降のことをきちんと農水大臣の責任をもつて発信していくべきだといふことを最後にお願いいたします。終わります。

○高橋千秋君 民主党の高橋千秋でございます。  
ありがとうございます。

私は米三法について質問をさせていただきますが、  
私の方は米トレーサビリティーの方とそれから食  
糧法の方を中心にしてさせていただきますが、先ほど  
大河原さんの質問の中にも幾つかダブつていると  
ころが、質問通告がダブつているところがありま  
したので、なるべくダブらないように質問をさせ  
ていただきたいと思います。

米という問題は、本当に日本の基礎というか、  
米の国と言つてもいいような日本でありますか  
ら、大変重要な問題であると私たちも認識をして  
おります。事故米、汚染米の問題があつたとき

も、私も質問に立たせていただきましたし、実際

次に、ある意味のところの上の船に座る頭担当と工場主が善はて、ねむがきのを思がむ

に一度と起こさないと、この意気込みが僕は大事にと思うんですね。我々もそうあるべきだらうと思ひます。しかし、絶対ということはやはり言えないので、やつぱりどこかに何らかの間違いや、故意の間違いじやなくて、善意で間違える場合もないで、完璧に一步でも近づけるべく努力をすると、それがどうしたらいのかと、いうことを考へるのはやつぱり政府の責任であり、政治の責任だらうと思うんですね。

その中で、今いろいろ質疑を聞かせていただきたいときに、二度と起こさないという意気込みは、確かにこれはもう大臣のお話はそれはそれで尊重させていただきたいと思いますけれども、またまだ本当にこれで大丈夫なのと、大河原さんから本当に効果がこれで上がるんですかという話をされましたけれども、前よりは確かに私は一步前に進でいいことだと思うんですけど、一方で、本当にこれで何でもかんでも全部一〇〇%大丈夫かといふお話をされて、二度と起こさないと。これは大変重要なことなんですけれども、それ以前、どう未以降、大臣がそのときは大臣じゃなかつたわけじよね、大臣に就任されて意気込み強くいろいろお話をされ、その辺を大臣の方からまず冒頭お聞かせを聞いていただきたいなと思います。

(國務大臣(石破茂君)) それは、委員のおつしやることは基本的にそのとおりです。危機管理といつのは全部そんなんですけれども、ありとあらゆるケースを想定して、その場合にはどうする、その場合にはどうするということをどこまでやれるかというお詫なんだろうと思つてゐます。それで、完璧に一步でも近づけるべく努力をすると、それがどうしたらいのかと思つております。

販売をしておつたわけですが、すべての袋を販売前に開け、詰め替え、カビの目視確認を徹底し、さらに、今年の二月十九日からはアフラトキシンB<sub>1</sub>の分析も行つた上で、問題のないものののみを販売するということがございます。カビの目視、全量解袋ということでございます。

そしてまた、私どもとして販売事業者であると  
いう自覚がなかつたということをございますから、  
そういう姿勢を持たねばならないということ  
でございます。組織体制も見直してまいります。  
精神論を言つてもしようもないお話なのでござい  
ますが、会議、研修で食品安全の確保を最優先と  
いうことを徹底をする、そしてまた、業務のやり  
方について見直し、改善を行ふ、そして政府米の  
カビに関する科学委員会をつくり、科学者のアド  
バイス、これを受けられる体制を整えたというこ  
とでござります。

考えられる限りのことをやっていますが、危機管理についてのやり方というものが当省として徹底しておったとは思っておりませんので、常にこれでいいんだという気持ちを持たず、改善すべき点はないか、ヒヤリ・ハット体験というものがきちんと生かされているか、そういうもののインフォメーションをみんなが共有するというのは大事なことなんだろうと思つておりますし、常に最善、無謬を目指してやっていかねばならぬことだなと思つておるところでございます。

○高橋千秋君 性善説に立つの性悪説に立つのかというような感じもありますが、やはり制度とすれば性悪説をある程度はやっぱり入れていかなといけないんだろうと。

その中で、今回このトレサ法等を審議させていただいているわけですが、先ほど大河原さんの方からもJAS法との関連がありました。去年逮捕された三笠フーズの関係者の逮捕の案件というのは不正競争防止法違反なんですね。それで、先ほど大河原さんから話があつたJAS法、それから今回改正の審議をしております食糧法、トレサ

さつき大河原さんからもあつたかと思うんです  
が、非常に複雑なんですよね。一体どれを見たら  
いいのか。  
それから、この中で、後で質問しようと思つて  
いるんですが、罰則規定についても、同じことを  
やつて、JAS法にも違反する、今回のトレサ法  
にも違反する、食糧法にも違反する。そうする  
と、その罰則は上乗せ・上乗せ・上乗せになつてい  
くこと。上乗せになるからもつとやりづらくなるか  
らいいんじやないかという話もあるけれども、例  
えば五年の懲役のところを、もう一年増えようが  
もう二年増えようがやることは一緒だから、それ  
じやもうついでにやつてしまえという話になるの  
かも分からぬ。  
これだけ複雑にせずに、やはりどこかで、さつ  
き文科省とか財務省の方来ていただいて御答弁  
あつて、酒は財務省、給食は文科省、確かにそれ  
はそうなのかもしれないけれども、同じ食料とい  
う範疇の中でこれだけ複雑にされてしまうと、そ  
れを扱う業者の方や消費者にとつては一体どこを  
見たらいいんだどう。これはかなりプロの方で  
も、今回の改正含めて、いろいろな部分勉強をし  
ないと、当然勉強するのは当たり前のことかもし  
れないけれども、非常に複雑になつているよう  
に思はうんですね。

てやるということが何かいいかのようなどころがやつぱりいまだにあって、私は、今回のこの改正は一步前進ではあると思うけれども、〇・三歩ぐらいい下がつている部分はあるんじやないかと。つまり、より複雑にして、より農水省の権限を強くするためになつてゐるんじゃないかな。

先ほど政省令の話がありました。今検討中というお話をありました。私の質問通告にも書いてありますけれども、非常に政省令とかそういうものが多かったです。今検討中、後で細かい部分を出しますというのが非常に多くて、なかなかこの法律が決まった後で、まだ農水省の方々の意向もかなり入れながらやれるのではないかという疑念もあります。この法改正によつて、農水省の方々の権限を強くするための法律じゃないかみた感じもあるんですよね。その辺をどういうふうにお考えになるのか。私は、業界全体の問題題でもあるのかも分かりませんが、大臣、何かお考えがあればお聞かせいただけますか。

○國務大臣(石破茂君) 本委員会には当省の〇・Bも三人いらっしゃるわけでありまして、農水省がどういうような役所かそれぞれの方がそれぞれ御見識をお持ちなんだろうと思います。

委員も農業団体でいろんなことを御覧になつて、今こよりのお話を承りましたが、私見ておつて、本当にそういう権限拡大に走るということになつてはいるかというと、そうでもないんではないかという気もします。ただ、やっぱり行政機構というのではなくとくと自己増殖機能を持ちますので、そこは、こんなことがなぜ必要なんだということの觀点は、行政機構というよりも我々政治の側がきちんと見ていかなければかねことなんだとさうというふうに総論的には考えております。

この問題は、農水省の話あり、経産省の話あり、公正取引委員会の話あり、いろいろと省府も違う。法律も違う。おっしゃいましたように罰則がダブルの場合には、これ法律用語で多分觀念的競合として処理をされることになるんだろうと私は

思つておらんが、そのうちにやがて脳力がかかるで、何が何だか分からぬという面は確かにあります。一つ一つそれぞれの省庁から説明を受けると、ああ、なるほど、そうなんですかと、自分の言葉でしゃべってごらんと言われると、なかなか難しいところがあります。

これは、消費者庁といふものの審議を今衆議院でいただいておりまして、やがて参議院でも御審議いただくことになるかと思つておりますが、何議いたたくことになるかと思つておりますが、何が消費者にとって分かりやすいのかということ、そしてどうすればそういう情報がきちんと伝わるかということ、どうすればそういう偽装のようないふことが抑止されるかということ、その三つの実現というものをを目指してその法体系といふものはまた議論されることになるんだろうと思つております。後追い、後追いで、牛であれば牛トレサ、米であれば米トレサ、今度何とか何とかができるれば、麦トレサだ、やれトウモロコシトレサだ、もう食物の数だけトレサができるのかみたいなことになつちゃうんで、そんなことはだれがどう考ふべきであつて現実的なお話ではございません。

そこにおいて、いかなるものが保護法益なのか、何のためにやらねばならないのか、そのときには消費者庁といふものがどういう役割を果たすのか、そこはまた消費者庁の議論の中において、将来あるべき法体系といふものは、委員の皆様方がいろいろな御示唆をいただきながら構築をしていくことになるのかなと思つております。

○高橋千秋君 大臣からも今、麦トレサという話がありましたが、事故米のときに紙さんの方から麦の話を出ておりましたけれども、我々が衆議院の方で今回、修正含めて御提案をさせていただいたのは、もう少しほかの部分にも影響をトレサ考へえていくべきではないかという話をさせていただいていますけれども、先ほどの大河原さんの答弁のときにも、慌てて出したわけじゃないというお話をがありました。でも、何か、今回、米の話だけ出でてきたら、やっぱり慌てて出しているんじやな

いか、だれが見てもそう見えますよね。

我々は、この米について、米の流通について何度も過去に事件が起っています、御存じだと思いますが。特定はしませんけれども、いろんなところで、表示の問題であつたり流通でやみ金をもらつていたりとか、いろんな問題があつて、ここ一年、二年の話じゃないんですね。特に去年は事故米ということで大きな騒ぎになつてマスコミも注目をしましたけれども、過去に幾つもいろんな事件が起っています。

う問題をクリアするか。

そしてまた、もう一つは、繰り返して何度も申し上げますが、我が国の食品流通における零細性といふものはどう考えるか。私は、零細性といふのは決して否定するものではございません。そなうだけ多様な流通のパターンがあるといふのはいいことですし、小さなところがそれぞれの特別なことをいいますが、それぞれのカラーを生かしているような流通があるといふのもいいことなんだと思っております。ただ、そうした場合に、経営の負担になります。たゞ、重荷がかかるかと、変な言い方ですね、経営にどれだけの重荷がかかるかということも考えていかなければなりません。

そういうのがいっぱい出でますので、見ていて大体、裏をひっくり返していく大体、ほとんどはもう中国産です。今私がやつていたころはまだ割日本産で二割が中国産だった。今はもう完全に、逆転するどころか、ほとんど日本産はないで、結局、中小の食品会社というのは大変苦境に陥っている、それはもう私も認めることなんですね。

今回、米の話が出でているんですが、食品の関係、特に米の関係というのは、零細性とともに、もう一つ、体質が非常に古い、それともう一つ、非常に複雑、ここに大きな問題があるんですね。これは業界の問題でもあるし、それを指導する側の農水省の問題も当然あるんだろう。やはり、ここで業界もそれから農水省側も全体で事故をきつかけに体質を変えていくということを考えていかなきゃいけないんだろうと思うんです。さつきのこよりの問題はこれは典型的な話であります、やはりどこかで古い、伝統と言つたらきれいなんですが、古い体質をどこかでまだまだ持ちながら仕事をしている業界ですので、やはりこれは業界全体が体質改善をしていく指導もしていただきたいと思いますし、一方で、農水省側もやっぱり体質改善をしないと変わらず同じことが続していくことになると思うんですね。

今回、それとは直接関係ありませんけれども、

をということを言ひるので、私の方から説明します。米の業界ではれども、多分これにと。私が知つてゐること言ひませんが、これは酒に限らず、せこころでもたくさんあとうところが、今回の全部明らかになるのんじやないかなと。とでもできますからだから私が冒頭に

ましたが、時間がありません  
明をさせていた、ときましたけ  
近い話はいっぱいあると思う  
はたくさん多分あるんだろう  
限りであります。これはど  
同じような話はあります。こ  
んべい業界だとかそういうと  
るんですね。だから、こうい  
法律ができる果たして本当に  
かなと、ちょっと私は難しい  
悪いことしようと思つたら何  
言いましたように、二度と起  
この意気込みは大切だけれど  
うするんですかという、そう  
システム、制度というのを  
くべきだろうと。今回の法律  
けているところがあると思ひ  
ふわりということではないで  
ていつてほしいと思いますけ  
ぱり疑問なところもまだだ  
ら捨ててしまつて分からない  
今後も改善をしていつてほし  
います。

と、やっぱり去年のこの事故が起きて農水省があれだけ怒られたから急遽やることになったと思われるの、これはだれが見てもやっぱりそう思いますがから、ああ、そうじやないんだよといいやつぱり全体のことを考えて次のステップも考へているんだよというある程度意思表示をしておきますか。べきではないかと思うんですが、これは質問通告はしておりませんけれども、大臣、何かお考えありますか。

○高橋千秋君　米のことに関して今日はやつているわけですが、食品業界が零細性というお話は私も理解はできます。

私も例えばタケノコの缶詰だとか、そういうのを作る仕事をしたことがあるんですけど、本当に中 小の町工場で缶詰やつているんですね。その当 時は、私の地元でタケノコを取つて、それは岐阜 に工場があるんですが、岐阜に持つていつて缶詰 に入れる。小さな会社です。今はもうほとんど

例の美少年酒造、私はあそこは被害者だと思つて、一生懸命あれを飲もうと思つていたんですねけれども、結果的には何が被害者が加害者みたいな、よく分からぬ結果になつてしまつて非常に残念です。一等米を三笠フーズに預けておいて、それで実際は三等米をもらつて差額をぼつぼへ入れていたという、そういう話ですよね、それも二十年間もやつっていたと。これはどう考へても古い体质がそのまま出でているし、それが当たり前だと

そういうことが結構ありました、今回の事故米のことです。それをずっと農水省がちゃんとチエックしていればよかつたじやないかという、そういうマスコミの論調もあつたり、我々の話もあつたんですけども、この保管記録について、私はもう少し延ばしてもいいんじゃないか。  
それともう一つは、加工米だとかお酒だとか、そういう使い方によつて賞味期限が全然変わつてきますよね。せんべいとほかのものとは違うし、

○國務大臣(石破茂君) それは、あるべき姿、望ましい姿としてはすべてのものにトレーサビリティーをきちんと確保できると、それが一番いいに決まっています。そこへ向けて技術的などうい

国産に変わつてしまいまして、产地がもう崩壊をしてしまつておりますて、先ほど、大河原さんがスーパーへ行つたら国産品が増えたという話がありますが、是非、もう少しするとタケノコの水煮

思っているところに大きな問題が多分あつたんだ  
ろうと思うんです。

だから、その辺は保管期間というのをもう少し延ばすということと、物によつてはある程度変えていくということも必要なんではないかなというふうに思うんですが、この点についてお願いしたいと

思います。

○政府参考人(町田勝弘君) トレーサビリティー法案に基づく記録の保存期間の御指摘でございます。

この保存期間につきましては、他法の例、食品衛生法、これはガイドラインでございますが、一年から三年とされております。また、諸外国の例、EUでは原則五年とされているところでございます。こういったことも参考にしながら、関係方面の意見も伺いつつ、原則としては必要かつ十分な一定の期間とするという方向で検討をすることいたしております。

なお、今御指摘をいたしました弁当類など消費・賞味期限が極端に短い商品、また反対に賞味期限が極端に長い商品といつたものもございまして、その期間に応じた保存期間とすることも併せて検討していきたいというふうに考えております。

○高橋千秋君 さつき大河原さんの方からJAS法の関係で国産それから何々国産の表示の問題があまりまして、その国名を書くという話ありました。が、例えば、これだけ流通がグローバルになっている中で、ベトナム産の米を使って中国でせんべいにして日本に来るという場合ありますよね。これはどこの国になるんですか。

○政府参考人(竹谷廣之君) お答えを申し上げま

す。

委員今御指摘のケースで申し上げますと、ベトナムのお米を使って中国でせんべいという形で加工しているわけでございますので、せんべいといったましては中国のせんべいという形になります。ですから、日本に流通する場合には中国産のおせんべいという形で流通いたします。

○政府参考人(町田勝弘君) 私の方は今のトレーサビリティー法案における考え方をお話をさせていただきたいと思います。

輸入米につきましては、先ほど申し上げました

が、外國の名前ということで、中国産、アメリカ産など国名での表記を基本として検討していると

いうことでございます。一方、海外では一般的に加工食品の原材料の原産地を伝達する制度がございません。こういったことから、我が国に輸入される加工食品すべてについて原料米の原産地が確定できるとは限らないというふうに考えております。このようないいな輸入品の事情にも配慮いたしまして、加工食品として輸入されるものについては、その原料米の原産地が分からぬ場合の特例といふことを設けることいたしております。法第二条第四項でございます。

具体的には、今の例で、ベトナムということが分かればいいわけですが、輸入されたせんべいであつてその原材料に用いたウルチ米の产地が分からぬ場合、そのウルチ米の产地に代えましてせんべいそのものが加工、製造された国名を一般消費者に伝達してもらうという方向で今検討しているところでございます。これがトレーサ法の今の検討状況でございます。

○高橋千秋君 ということは、ベトナムのものだと分かって中国で作っている場合は、これはベトナムになるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 原料米の原産地としてベトナム産と書いていたただくということでございます。

○高橋千秋君 そうすると、さっきの話とはちょっと違つてきますよね。お隣の方がお話をされたのと確認を。

○政府参考人(竹谷廣之君) 補足いたしますと、

先ほど申し上げましたのはJAS法上の整理でございまして、せんべいはどこで作られたかといふ、せんべいのその原産国ということで中国といふ表示になりますということを申し上げました。

そして今、町田局長の方で申し上げた点は、そのおせんべいの原材料のお米の产地の扱いについての御答弁をさせていただいたというふうに認識しております。

○高橋千秋君 そうすると、せんべい屋さんはどう

トレーサ法で書くのか、両方書くですかね。

○政府参考人(竹谷廣之君) JAS法におきましてはせんべいは一つの加工食品でございますので、その容器包装にどこで作られたものであるかを一般消費者に伝達するわけでございます。したがいまして、中国で作られたせんべいが普通もう容器包装を入れてまいりますので、それに表示をして日本の国内での流通ルートに乗せていくという形になるわけでございます。

これに加えまして、現在この御審議いただいているトレーサ法で原材料のその表示をどうするか、その原材料の情報の伝達をどうするかという点について、今この新しいトレーサ法の方で御審議をいただいているという次第でございます。

○高橋千秋君 細かい話で申し訳ないんですが、はつきり言つて今よく分かんないですね。だから、そうすると加工するせんべい屋さんは、まだ決まっていないのかも分かりませんが、ベトナム産の米を使って中国で焼いて日本に持つてきて、それを売るときには、そうするとJAS法上は中国のせんべい、トレーサ法上はベトナムのせんべいになるということですか。両方書くということですか。

○政府参考人(町田勝弘君) トレーサビリティー法案におけることで今義務付けしようとしておりますのは、原料原産地の情報を伝達していくことでございます。その品目につきましては、米穀及び米穀の加工品ということで、政令で今指定するということで検討しております。その中で指定米穀ということになりますれば、その原料米の产地を書いていたただくということになるわけでございます。

私は、先ほど申しましたように米菓、まあおせんべい等については指定米穀を対象にして、原料米の原産地、今この例であればベトナムのお米で作ったせんべいで中国から輸入されましたといふことが分かるよう書いていただきたいという

ございます。

○高橋千秋君 さつき局長が言われたその伝達という話ですね。表示と伝達と、それがちょっとややこしいんですけど、伝達をするというのはどういうイメージを持ってばいいんですかね。表示をすることは基本的に容器包装等に表示をしていただくと表示をして日本での流通ルートに乗せていくこととは違うわけですね。

ただ、例えば、私も今回幅広くお弁当ですとかそういうもの、御飯類、そういう外食で提供されるもの、そういうものにも情報を伝達していただきたいということになるわけでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 情報の伝達というのを表示するためには、例えば店内のメニューに掲示するとか、お店の外に掲示するとか、そういういろんな手法も認めるという点で対応していきたいというふうに考えております。基本は表示という形で包装に、容器に書いていただいているということが基本になると思いますが、もう少し広く情報の伝達の方法を認めていきたいということを今検討しているところでございます。

○委員長(平野達男君) 今の質問は、要するに表示のところにだれがどういう責任で、例えばJAS法などのトレーサビリティー法なのか、その法律に基づいて、先ほどの高橋委員の質問によれば、ベトナム産の米でもって中国で作りましたとございます。その品目につきましては、米穀及び米穀の加工品ということで、政令で今指定すれば、ベトナム産の米でもって中国で作りましたとございます。その状況の中で、ベトナム産の米だというのが分かったときに最終的にどういう表示がされるのか、その表示が何法と何法に基づいてやるかという質問をずっと聞いていますので、当方が答えるんではなくて、どちらか責任のある方でちょっとと答えてやらないと、もう私はトレーサビリティー法でございます。私はJAS法でございますつたって、私も聞いていてもよく分かんないですから、だから、そこをどこか統一して見解を出してください。非常に具体的な話なので、ぴしっと答えるようにしてください、これは、どう

○政府参考人(竹谷廣之君) それでは、まとめてお答えさせていただきます。

まず、現在の法律ではJAS法しかございませんので、中国の作られたおせんべいという表示しかないわけでございます。中国産という表示、おせんべいは中国産という表示しかございません。

今度トレス法ができまして、そして今ベトナム産のウルチ米を使って作ったということが分かつてあるケースでは、現在の表示にプラスアルファで今度は原材料のお米がベトナム産であるということの情報も加わるという形になります。

そういう意味では、現状よりも、そのものの原産国とそれから原材料の原産国の両方が分かるシステムに変わるとかなると、これは非常にややこしいですが。

○高橋千秋君 最初からそうやって言つていただきくと分かりやすいんですね。そうすると、横でブレンド米だつたらどうなるんだという話もありますして、例えばベトナム産とタイ産と中国産を台灣で作るとかになると、これは非常にややこしいです。

さつきの話で、表示をやつぱりもう一つ加えるという形に多分なるんだろうと考えていらんですよね。そうなった場合に、やつぱり、さつき私が申しましたように非常に複雑でまた手間も掛かる。確かに、投資をする必要はないかも分かりません。新たな投資をする必要はないかも分からぬい。だけど、手間は掛かりますよね。それだけに手間は掛かる。それと、今回の改正で、農水省なり農政事務所に出さなきやいけない資料も多分増えるんじゃないかなというふうに思います。その意味で、先ほど大臣から零細なというお話をありましたけれども、そういう部分の負担にならないように是非考えていただきたい。

何か仕事のための仕事をまたつくっているというような状態にどうしても役所はなりがちですのでも、大臣もその辺はよくお分かりだと思いますので、そうならないようにしていかないと、何のために改正しているのか、何か目的と全然違う方向へように是非考えていただきたい。

それで、実質、今回のこのトレサ法ができた場合に本当に効果があるのかという疑問の部分の一つとして、私の家も農家のものですから、家で米を収穫して、もみ米から精米していくわけですがれども、ちょうど収穫期になると、トラックに乗つて大体御夫婦で庭先へお見えになるんですね。もう何回も何回もいろんな人が来ます。大体来るのは、三重県の場合ですと岐阜の業者の方が多いのですが、東北からとか北陸から来られる方もお見えになります。

それは何に来るかというと、庭先で買いに来らんですよね、米を、いわゆる系統利用じゃなくて、農協に出荷するんではなくて、もうそこで、庭先でお金をもらう。金額的には最終、農協に出すよりも多少安くても、目の前に現金をばおんどり置かれて、自分で農協の出荷場まで持つていかなくていい、庭先でその二トントラックぐらいにぽんぽんぽんと乗せて行つてしまつ。

そうすると、これは懸念で証があるわけではありませんが、それが例えば北陸の米になつたり新潟の米になつたりする可能性があるわけですよ。なぜかというと、そこで出荷する場合は袋、今、大臣、米というのは、昔は俵一俵扫一いで、あれは俵一俵は六十キロですね、私たちが農協に入つたときは、最初、新人研修であれを担がされんでしたが、もうあれを六十キロ担ごうと思うと大変です、これ。昔の人は力が強かつたのか、俵一俵二つ担いでいくというのがあります、今は三十キロになつています。三十キロの紙袋なんですね、緑色の。大臣も見たことがあると思いますが、緑色の印刷物で品種を書くところがあつて、生産者がだれでという、住所を書いてたりするようなところがあります。

先日、千葉の佐倉のJA、JAいんばでしたかね、あそここの経済センターということころへ寄つたときに、見た方もおられると思いますが、その紙

袋、無地の紙袋が売っています。何も書いていない。普通、農家が買う場合は、例えば何々農協、三重県だつたら三重県のコシヒカリとか印刷してあるんですが、そのいんば農協に置いてあったやつは無地で、品種名も書かずに、名前も後で書けるようにしてあるものが、それは新品で売っていました。一袋二百円ぐらい多分するんじゃないかなと思いますけれども、それが売っていて、例えばその場合、そこに品種を書いて生産者名も判ることを押して出す場合はそれはそれでいいんですけどね、問題は、例えば系統出荷の場合でもその三十キロの袋に出して検印を押して、検査をして検印を押すわけですが、それを出荷して、その空いた袋です。

結局、空いた、この一空きというんですか、一空きの袋がまた流通するんですよ。ほとんどは鶏卵の関係の方々のえさを入れたりする袋に回ったりとか、ほかの業界に回ることが多いんですけど、しかし、その中の多くはまた農家に還元されるんですね。そうすると、庭先で買いて来るそういう業者の方々は別に新品の袋じゃなくていいわけですよ。その一空き、二空き、三空きと、いろいろあるんですが、何度も使うと。その袋を使って、そこに出した方が農家もお金は要りませんし、業者側も後で全部混ぜちゃえばそんな袋なんてどうでもよくなつて、結果的にはこの米はどこか分からぬということになつているんです。これは現状です。そういう部分まで今回のトレーサビリティ法なんかでは力バーは多分し切れない大らうと思うんですね。これは、それぞの地域の農政事務所の担当者の方はもう非常によく知つている話だし、農協の方もよく知つております。これはもう知らない方がおかしいような現状でありますして、これもかなりの量、流通しています。

例えば、隣の郡司さんのところの県なんかは非常に系統出荷率が低くて農水省にお目玉を食らつている。先日行つた千葉も系統出荷率が非常に低くて、全国の会議があるといつも、チバラギがいつもやり玉に上げられるところでありますのが、し

かし、そういうところではほとんどが、ほとんどではありません、まあかなりの量、そういう袋で流通をしてしまうことになつていてるんですね。

こういうことをどこまで農水省が把握、多分現場は分かつていると思いますが、把握をされていて、今回の法律でそういう部分はどうやつて力バーをしていくのか。これはなかなか難しい話だと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) まず、その紙袋の流通実態から少しお話をさせていただきたいと思います。

仕組みでございますが、農産物検査法におきましては、一度検査証明がされた紙袋を再び使用する場合には表示の付してある包装はその表示を除去しようと、バツを付けるとか、又は抹消した後でなければ再び農産物の包装として使用してはならないということになつております。違反した場合には懲役又は罰金に処せられるという規定もござります。

御指摘のとおり、これまでにもホームセンターなどでのこの使用済みの紙袋も販売されているということは見受けられましたので、平成十九年にこうした農産物検査証明の表示が付されている使用済みの空袋、空きの袋でございますが、の適切な取扱いにつきまして生産者団体、卸、小売団体、ホームセンターなどこの紙袋を取り扱っている関係団体に対しまして、使用済みの検査証明空袋を販売する場合にはそうした表示を除去又は抹消していくいただくといったこと、空袋に近接した場所に上記関係法令を掲示するなど、こういった罰則がありますというようなことでございますが、購入者に対して取扱い方法を周知していただくこととしているところでございます。

通知をしただけではいけないということでございまして、このことは農林水産省のホームページにも掲載しております。また、そういった情報があつた場合は情報提供してくださいということを求めているところでございます。

私どもいたしましては、この情報提供により

ます調査はもとよりでございますが、農産物検査法に基づく監査、巡回点検調査をやつております。監査につきましては十九年で二千八百五十三件、巡回点検一万九百六十七件やつております。このほか、食糧法に基づく巡回調査といつたものもやつております。こういったもので不適正な検査証明が確認された場合は、農産物検査法に基づきまして除去、抹消等、必要な措置を講ずることとしております。

この結果でございますが、平成十九年、二十年とも、二件のこういった事例が見受けられましたので関係業者に改善を指導したところでございまして、この証明書の、この農産物検査証明の表示がきちっとされるように、この使用済みの空き袋の取扱いについても適正に指導していきたいと思っております。

また、トレーサビリティ法との関係の御質問がありました。なかなか実態から見て難しい点もあるうかと思うでございますが、このトレーサビリティーにつきましては、生産者、農家の方が出荷する段階から消費者の方に提供するまでこの記録がきちっと記録され、また产地情報が伝達されるということがもう制度の骨格でございますので、今言つたような点も、今後具体的な設計をする際に、配慮といいましょうか、検討材料にさせていただきて、より実効性のある仕組みにしてまいりたいと思います。

○高橋千秋君 今、二件というのはびっくりしました。なにかと違うところを聞いておられるかというふうな意見で、堂々と古い袋に入れて売るというのが現状です。ホームセンターで売つてはいけないという通達を出したということがあります。実際にそういう農家がその古い袋をどうやって手に入れるかというと、いわゆるトラックで買つて手に入れる方がどさつと置いていくんですよ。それで、それに入れてまた翌年買つて、またどさつと置いていくわけですよ。これはそんな簡単に取り締まるものではないんですね。

大体ホームページに載つていますつて、まあ

ホームページをはつきり言つて見るかどうかはよく分かりませんが、実態はもつともつとそういうことはあります。監査につきましては十九年で二千八百五十三件、巡回点検一万九百六十七件やつております。このほか、食糧法に基づく巡回調査といつたものもやつております。こういったもので不適正な検査証明が確認された場合は、農産物検査法に基づきまして除去、抹消等、必要な措置を講ずることとしております。

この結果でございますが、平成十九年、二十年とも、二件のこういった事例が見受けられましたので関係業者に改善を指導したところでございまして、この証明書の、この農産物検査証明の表示がきちっとされるように、この使用済みの空き袋の取扱いについても適正に指導していきたいと思っております。

また、トレーサビリティ法との関係の御質問がありました。なかなか実態から見て難しい点もあるうかと思うでございますが、このトレーサビリティーにつきましては、生産者、農家の方が出荷する段階から消費者の方に提供するまでこの記録がきちっと記録され、また产地情報が伝達されるということがもう制度の骨格でございますので、今言つたような点も、今後具体的な設計をする際に、配慮といいましょうか、検討材料にさせていただきて、より実効性のある仕組みにしてまいりたいと思います。

○高橋千秋君 今、二件というのはびっくりしました。なにかと違うところを聞いておられるかというふうな意見で、堂々と古い袋に入れて売るのが現状です。ホームセンターで売つてはいけないという通達を出したということがあります。実際にそういう農家がその古い袋をどうやって手に入れるかというと、いわゆるトラックで買つて手に入れる方がどさつと置いていくんですよ。それで、それに入れてまた翌年買つて、またどさつと置いていくわけですよ。これはそんな簡単に取り締まるものではないんですね。

大体ホームページに載つていますつて、まあ

ホームページをはつきり言つて見るかどうかはよく分かりませんが、実態はもつともつとそういうことはあります。監査につきましては十九年で二千八百五十三件、巡回点検一万九百六十七件やつております。このほか、食糧法に基づく巡回調査といつたものもやつております。こういったもので不適正な検査証明が確認された場合は、農産物検査法に基づきまして除去、抹消等、必要な措置を講ずることとしております。

この結果でございますが、平成十九年、二十年とも、二件のこういった事例が見受けられましたので関係業者に改善を指導したところでございまして、この証明書の、この農産物検査証明の表示がきちっとされるように、この使用済みの空き袋の取扱いについても適正に指導していきたいと思っております。

また、トレーサビリティ法との関係の御質問がありました。なかなか実態から見て難しい点もあるうかと思うでございますが、このトレーサビリティーにつきましては、生産者、農家の方が出荷する段階から消費者の方に提供するまでこの記録がきちっと記録され、また产地情報が伝達されるということがもう制度の骨格でございますので、今言つたような点も、今後具体的な設計をする際に、配慮といいましょうか、検討材料にさせていただきて、より実効性のある仕組みにしてまいりたいと思います。

○高橋千秋君 今、二件というのはびっくりしました。なにかと違うところを聞いておられるかというふうな意見で、堂々と古い袋に入れて売るのが現状です。ホームセンターで売つてはいけないという通達を出したということがあります。実際にそういう農家がその古い袋をどうやって手に入れるかというと、いわゆるトラックで買つて手に入れる方がどさつと置いていくんですよ。それで、それに入れてまた翌年買つて、またどさつと置いていくわけですよ。これはそんな簡単に取り締まるものではないんですね。

大体ホームページに載つていますつて、まあ

○政府参考人(町田勝弘君) 今回、このトレーサビリティー法、また食糧法案におきまして都道府県に一定の権限行使ができるという規定を設けるということでございます。この都道府県との役割分担、これにつきましては、現在、同様に米を含めて流通規制を行つておりますJAS法におきま

す。

○委員長(平野達男君) 午後一時三十五分休憩

午後零時三十五分開会

○委員長(平野達男君) 午後一時三十分まで休憩

休憩前に引き続き、米穀の新用途への利用の促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。

石破大臣は、就任以来、MA米の不正流通問題の処理に大変な御苦労を重ねられてきたというふうに思います。そしてまた、飼料穀物の高騰であつたり、その中で小麦の確保等であつたり、大狂乱の中での政策運営をやつてこられたというふうに思います。

この中で水田フル活用、すなわち米粉やそれから飼料米の国内での生産対策ができるいかという動きがほうはいとして出てきたわけであります。これまで水田の中に米粉や飼料米を作れないのかという議論はもうずっとあつたわけでありますけれども、価格差の問題があつたり、さらには横流れ防止の問題があつたりして、結局は実現しなければなりませんし、チェックはやっぱりするに当たつては、幾ら仕事をらつたつて、これはもうそんな簡単にできないよというのはどこも同じ悩みだと思います。

そういうこともきつちりとした上で今回の法律の処理に大変な御苦労を重ねられてきたというふうに思います。

この中で水田の中に米粉や飼料米を作れないのかという議論はもうずっとあつたわけでありますけれども、価格差の問題があつたり、さらには横流れ防止の問題があつたりして、結局は実現しなければなりませんし、チェックはやっぱりするに当たつては、幾ら仕事をらつたつて、これはもうそんな簡単にできないよというのはどこも同じ悩みだと思います。

そういうことはやつぱり出すべきだろうし、そういう話があつたとしても、地方はそんな大変なことを、余分な仕事をもらつたつて、余分にお金もらえるんならいいでしょうかが、何かその辺があいまいで、一体本当にこれだけがチェックしていくのといふ、そこはいかがなんでしょうか。

もう時間が来ましたので、それを最後に質問をさせていただいて、私の質問としたいと思いま

す。

○委員長(平野達男君) 午後一時三十分まで休憩

午後零時三十五分開会

○委員長(平野達男君) 午後一時三十分まで休憩

休憩前に引き続き、米穀の新用途への利用の促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。

石破大臣は、就任以来、MA米の不正流通問題の処理に大変な御苦労を重ねられてきたというふうに思います。そしてまた、飼料穀物の高騰であつたり、その中で小麦の確保等であつたり、大狂乱の中での政策運営をやつてこられたというふうに思います。

この中で水田の中に米粉やそれから飼料米の国内での生産対策ができるいかという動きがほうはいとして出てきたわけであります。これまで水田の中に米粉や飼料米を作れないのかという議論はもうずっとあつたわけでありますけれども、価格差の問題があつたり、さらには横流れ防止の問題があつたりして、結局は実現しなければなりませんし、チェックはやっぱりするに当たつては、幾ら仕事をらつたつて、これはもうそんな簡単にできないよというのはどこも同じ悩みだと思います。

そういうこともきつちりとした上で今回の法律の処理に大変な御苦労を重ねられてきたというふうに思います。

この中で水田の中に米粉や飼料米を作れないのかという議論はもうずっとあつたわけでありますけれども、価格差の問題があつたり、さらには横流れ防止の問題があつたりして、結局は実現しなければなりませんし、チェックはやっぱりするに当たつては、幾ら仕事をらつたつて、これはもうそんな簡単にできないよというのはどこも同じ悩みだと思います。

そういうことはやつぱり出すべきだろうし、そういう話があつたとしても、地方はそんな大変なことを、余分な仕事をもらつたつて、余分にお金もらえるんならいいでしょうかが、何かその辺があいまいで、一体本当にこれだけがチェックしていくのといふ、そこはいかがなんでしょうか。

もう時間が来ましたので、それを最後に質問を

位置付けてやるわけでございます。ところが、小麦の代替という色彩はどうしても米粉にはある、飼料用米はトウモロコシの代替という側面があると。そうすると、お値段はそれに近いものでなければいかぬのだということがございます。

そこで 私どもとして 二十一年度当初予算に  
おきまして、米粉用米、飼料用米の生産者に対し  
まして十アール当たり五万五千円を助成すると。  
米粉や米を使った飼料、えさの製造施設等の整備  
に関する助成、補助率二分の一等を措置をいたし  
たところでござりますし、さらに二十一年度補正  
予算編成に向けた追加経済対策の中で、米粉用米  
、飼料用米について、地域が一体となつた加工  
業者などの実需者との連携、流通の効率化等の取  
組、これに対しまして十アール当たり二万五千円  
と、このような支援を盛り込んだところでござい  
ます。また、産地と実需者、このマッチングを  
図つていかねばなりませんので、双方の意向を把握  
する、その結果を提供するという取組もやつ  
ておるわけでございます。

ふうに考えておりますので、委員も長く取り組んでこられましたが、いろんな御教導を賜りながらきちんと取り組みたい、成果を出したいと思っております。

○山田俊男君 大臣、ありがとうございます。  
要は、大臣おっしゃるとおり、これは決意を持つて、日本の新しい食の文化、さらには水田というこのすばらしい資源を生かしていく対策として必要なんだと思うんです。

我々、当委員会で千葉県佐倉市に現地調査をやつたわけですが、その際も生産者の皆さんは、実は価格差だけのことを言うと、さらに手取りの話だけするとなかなかうまくいかないと。しかし、これを子供たちの学校給食へ米粉パンをどう供給するかということの中で、これはむしろ地域の食を考えてもらう運動としてもこのことの意味があるとまでおっしゃっていたわけありますので、是非そういう視点でこれを進めていくということだと思います。

が率直におっしゃつてもらいました。五万五千円のところへ二万五千円の補正措置も検討しているんだよということをおっしゃつてもらつたわけです。合計八万円の助成というのは、そういう面では大変大きなものだというふうに思います。しかし、八万円であつても、主食用の米の手取りと比べますとまだ落ちるんですよ。ないしはコストを償うぎりぎりのところの水準が八万円の助成であるかというふうに思うわけであります。

この米粉並びに飼料米については、これが要は

ほかのものに横流れてしまつて、そういうことにならぬか。面ではこの八万円という水準をどんなふうに評価されるか、お聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人(本川一善君) この委員会でも助成水準については何回か御論議をいただいておりまます。私どもとして、この米粉・飼料用米の助成水準につきましては、まずは主食用米と同じ栽培体系で栽培できるというような農家にとつてのメ

リット、あるいは新たな農業投資も要らないといふメリット、こういうものを踏まえまして、今取り組んでいただいています原料用米である加工用米並みの収入が得られる水準ということで五万五千円を設定したわけでございます。

たたかく過剰で水田が少なくなった。従事者も減り、耕作地の半分以上が放置され、農業生産はますます悪化の一途を辿る。しかし、この状況を打破するためには、根本的な解決策が必要である。

的な供給体制、こういうものを整備する必要がある  
るというふうな御意見は非常に強うございまし  
た。

そういうことを受けまして、この経済対策にお  
きまして、先ほど大臣が御答弁いただきました  
が、地域が一体となつて行う加工業者などとの、  
実需者との連携なり流通の効率化、こういう取組  
に対しまして十アール当たり二万五千円を措置を  
したところでございます。これを合わせますれば  
トータルで八万円の助成、さらには品代を含めれば  
十万円の手取りといったようになるわけ

でございまして、先ほど申し上げましたような農家にとつての米粉・飼料用米の転作作物としてのメリット、それから、先ほど委員もおつしやいましたような地域におけるいろいろな米粉なり飼料用米の位置付け、そういうことを併せますれば、農家の方々に取り組んでいただける、そういう支援水準になつてゐるんではないかなと考へて、ところでございます。

三法は表示を消費者に向けて適切に行うとして、ことと同時に横流れ防止をきちっとやるという趣旨を持つものであるかというふうに思います。しかしこれ、各段階で記録の作成それから保管、さらには具体的な表示と、これを行っていくことになるのですが、大変な負担になると思われるわけです。

近藤副大臣は、農地・水・環境保全対策での対策、さらには原油・資材高騰対策で、ややもする

と大変な事務負担になつてゐる。そのことが、いい対策なんだけれど、これを推進するのには手間が掛かつてしまふが、この負担の軽減について、農水省として、検討するチームの責任者として対策を講じていただきたい。ところが、この件

いたらしいふうに思はれておりません。この記録、保存、そして表示という、この米三法の中に、おいても事務負担の軽減が大変大事だというふうに思いますが、何らかの形で検討されているのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。  
○副大臣（近藤基彦君） トレーサビリティーには、記録、保存、そして情報伝達ということが命でありますので、これがなければ、この法案そのものが成立しなくなるということになりますので、そういう面では、制度設計に当たって、事業者あるいは生産者等の負担に十分にこれは配慮していかなければいけないかぬことだろうと思つております。  
今、検討の途中でありますから、具体的には、記録項目とすれば、取引をした米穀等の名称あるいは数量、年月日、相手方、あるいは搬出搬入場所、そういうものが基本となると思います。もちろん、帳簿をお付けいただいているところはそちらは帳簿を見れば明らかになることであります、が、そうでもなくとも、そういう記録が記してある伝票あるいはコンピューターの中に入っているもの、例えば農家が農協に出荷した際の伝票についても、そういう必要な事項が記載されている伝票であれば、わざわざ帳簿に写さなくてもその伝票そのものを保存をしておいていただければ結構でありますし、また農協さんが別な方々に販売した場合、例えば荷渡し指図書などにそういう必要事項が記載されれば、それを保存していくただくと。改めて何かに書き写して保存をしていくべくして、また記録義務を果たしたということにしようという検討を今しているところであります、いずれにしても、対象の事業者あるいは生産者の方々と十分にお話合いをした上で、我々としても丁寧に御説明をして、施行までに十分な準備期間を設けるなどをして周知徹底をして、制度が円滑

に進むようにしていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山田俊男君 M.A.米の不正流通問題の経緯があるのですから、あつものに懲りてなますを吹くみたいなようなことになつては絶対駄目なんだと思うんです。基本的に、生産者も流通業者もそれから販売業者も共に善意なんです。善意を前提にして、そして仕組みをちゃんとつくるということがやはり大事だというふうに思いますので、その点よろしくお願ひします。

ところで、どうもよく分からることがあるのですが、これを率直に教えてもらいたいということで町田局長にお聞きするわけです。

食糧法は、流通を基本的に平成十六年の改正の中で自由にしてきたわけあります。業者も登録制からこそ届出制にしてしまつております。現行の届出業者に帳簿を付けておけと、保存しておけという義務はありますよね。届出と同時に帳簿の記録の義務があるわけです。一方、現行の食糧法の中におきます報告、立入検査、これは届出の業者だけを対象にしたものなのか、それとも、対象にしたもののかどうか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 食糧法における届出制の趣旨でございますが、これは緊急時、例えば

入検査でございますが、これにつきましては從来から届出義務の対象者か否かにかわらず適用させられているということでございます。

○山田俊男君 それでは、今度新たに出します米のトレーサビリティー法の記録、保存、表示は、これは届出制と連動しているのか、食糧法の届出制と連動しているのかどうか。それとも、そうじやなくて、これも米を扱っている人たれども適用するという内容のものなんですか、どうですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 米トレーサ法の対象事業者でございますが、米穀事業者ということでございます。具体的には、米穀等の販売、輸入、加

工、製造、提供の事業を行つ者。また、米穀等の運送業者、倉庫業者、こういった方が対象でござります。取引等の記録の作成、保存をしていただきますのはこのうち米穀事業者でございまして、これは取引をされるすべての方が対象になるということでございます。

○山田俊男君 それでは、現行の食糧法の中で何で届出制といふことがあるんですか。ほんと役場に立入検査はすべての取扱業者、さらに、今まで届出制といふことあるんじやないですか。だつて、報告、立入検査はなんなんじやないか。

○政府参考人(町田勝弘君) 食糧法における届出制の趣旨でございますが、これは緊急時、例えば

米の供給に不足が生ずる事態等でございますが、

そういう緊急時ににおける命令を適切に発動できるようにするという観点から農林水産大臣が一定規模以上の米穀の出荷・販売業者の主たる事務所の所在地等を把握するというものでございます。

○山田俊男君 それでは、食糧法にこれは規定

しておりますかなり大きい項目かというふうに思

ますけれども、通常のときはともかく自由にしま

すと。ところが、いざ緊急の事態があつたときに

は届け出た業者に対しましてしつかり緊急の命令

でござります。こういつた趣旨でございます。

○山田俊男君 そのとおりでござい

ます。

○山田俊男君 そうしますと、今度の食糧法の規定は、ないしは米トレーサビリティーの法律の規定は相当な規制を米について掛けますよということ

とあります。

○政府参考人(町田勝弘君) 事故米等の問題踏まえまして、今般、米トレーサビリティー法、食

糧法を出させていただいているわけでございました。やみ米なんというのもそなのかもつきましては、初めて米穀とまた米穀加工品に対してトレーサビリティーを義務付けるというものでございますので、全く新たな制度でございます。その際、事業者の方、現在行つてゐる事業等に過度な負担が生じないように、また制度が円滑に動き出せるようにそういう配慮をするといふことは、副大臣からも御答弁いたしましたとおり、当然のことだというふうに思つております。

○山田俊男君 大臣 どうもこれも判断物すごく難しいんです。判断物すごく難しいんですけれども、このことも結局はあつものに懲りてなますをですから、一体そこに連動性がないというのはどうなんふうに理解したらしいんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 食糧法における届出制の趣旨でございますが、これは緊急時、例えば

米の供給に不足が生ずる事態等でございますが、

そういう緊急時ににおける命令を適切に発動できるようにするという観点から農林水産大臣が一定規模以上の米穀の出荷・販売業者の主たる事務所の所在地等を把握するというものでございます。

○山田俊男君 それでは、食糧法にこれは規定しておりますかなり大きい項目かというふうに思

ますけれども、通常のときはともかく自由にしま

すと。ところが、いざ緊急の事態があつたときに

は届け出た業者に対しましてしつかり緊急の命令

でござります。こういつた趣旨でございます。

○山田俊男君 そのとおりでござい

ます。

○山田俊男君 そうしますと、今度の食糧法の規定は、ないしは米トレーサビリティーの法律の規定は相当な規制を米について掛けますよといふこと

とあります。そのとおりでございました。やみ米なんというのもそなのかもつきましては、初めて米穀とまた米穀加工品に対してトレーサビリティーを義務付けるというものでございますので、全く新たな制度でございます。その際、事業者の方、現在行つてゐる事業等に過度な負担が生じないように、また制度が円滑に動き出せるようにそういう配慮をするといふことは、副大臣からも御答弁いたしましたとおり、当然のことだというふうに思つております。

○山田俊男君 大臣 どうもこれも判断物すごく難しいんです。判断物すごく難しいんですけれども、このことも結局はあつものに懲りてなますをこれから、国が全部責任を負うということですべての問題が解決をするのだろうか。確かに、規制の強化、強化、強化ということになつたらば考え方を元へ戻したらいいじやないかという御議論も、それは議論としてはあるんだろうと思いま

す。そういう意味で、米トレーサビリティーにつけましては、初めて米穀とまた米穀加工品に対してトレーサビリティーを義務付けるというものでございますので、全く新たな制度でございます。その際、事業者の方、現在行つてゐる事業等に過度な負担が生じないように、また制度が円滑に動き出せるようにそういう配慮をするといふことは、副大臣からも御答弁いたしましたとおり、当然のことだというふうに思つております。

○山田俊男君 大臣 どうもこれも判断物すごく難しいんです。判断物すごく難しいんですけれども、このことも結局はあつものに懲りてなますをこれから、国が全部責任を負うということですべての問題が解決をするのだろうか。確かに、規制の強化、強化、強化ということになつたらば考え方を元へ戻したらいいじやないかという御議論も、それは議論としてはあるんだろうと思いま

す。そのとおりでございました。やみ米なんというのもそなのかもつきましては、初めて米穀とまた米穀加工品に対してトレーサビリティーを義務付けるというものでございます。その際、事業者の方、現在行つてゐる事業等に過度な負担が生じないように、また制度が円滑に動き出せるようにそういう配慮をするといふことは、副大臣からも御答弁いたしましたとおり、当然のことだというふうに思つております。

○山田俊男君 大臣 どうもこれも判断物すごく難しいんです。判断物すごく難しいんですけれども、このことも結局はあつものに懲りてなますをこれから、国が全部責任を負うということですべての問題が解決をするのだろうか。確かに、規制の強化、強化、強化ということになつたらば考え方を元へ戻したらいいじやないかという御議論も、それは議論としてはあるんだろうと思いま

す。そのとおりでございました。やみ米なんというのもそなのかもつきましては、初めて米穀とまた米穀加工品に対してトレーサビリティーを義務付けるというものでございます。その際、事業者の方、現在行つてゐる事業等に過度な負担が生じないように、また制度が円滑に動き出せるようにそういう配慮をするといふことは、副大臣からも御答弁いたしましたとおり、当然のことだというふうに思つております。

○山田俊男君 大臣 どうもこれも判断物すごく難しいんです。判断物すごく難しいんですけれども、このことも結局はあつものに懲りてなますをこれから、国が全部責任を負うということですべての問題が解決をするのだろうか。確かに、規制の強化、強化、強化ということになつたらば考え方を元へ戻したらいいじやないかという御議論も、それは議論としてはあるんだろうと思いま

す。そのとおりでございました。やみ米なんというのもそなのかもつきましては、初めて米穀とまた米穀加工品に対してトレーサビリティーを義務付けるというものでございます。その際、事業者の方、現在行つてゐる事業等に過度な負担が生じないように、また制度が円滑に動き出せるようにそういう配慮をするといふことは、副大臣からも御答弁いたしましたとおり、当然のことだというふうに思つております。

○山田俊男君 大臣 どうもこれも判断物すごく難しいんです。判断物すごく難しいんですけれども、このことも結局はあつものに懲りてなますをこれから、国が全部責任を負うということですべての問題が解決をするのだろうか。確かに、規制の強化、強化、強化ということになつたらば考え方を元へ戻したらいいじやないかという御議論も、それは議論としてはあるんだろうと思いま

事業を行う者が守るべき遵守事項でござりますが、一つといたしまして、用途が限定された米穀についてはその定められた用途以外に使用してはならないこと、二つ目といたしまして、他用途の米が混入しないよう区分保管すべきこと、三つ目として、定められた用途に使用されることとなるよう販売に際して当該用途に使用する相手方の確認などの適切な措置をとるべきことなどを省令で定めるという方向で検討しているところでござります。

○山田俊男君 今の内容を、これ法律になぜ入れないんですか。お聞きしたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 法律におきましては、今回、この遵守事項を設けるということで、適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令とあるんですが、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売事業を行う者がその業務の方法に關し遵守すべき事項を定める、こうなっております。確かに、今申しましたことは省令に委任をされているわけでございます。

私ども、この法律を組み立てるときに、当然法規局等の審査も受けたわけでございますが、これまでの例等を踏まえまして、基本的な考え方、骨格はきちつと法律で書く。そういった中で、あと遵守事項の具体的の中身、いろいろなお米を取り扱うことについての取引ですとか保管ですとか、さつきちょっと申し上げましたが、そういつた実施方法をきめ細かく定める必要がある、技術的かつ細部にわたるものとならざるを得ないということで農林水産省令で規定することとしているものでございます。

同様の例といたしましては、いわゆるJAS法における表示基準の遵守事項、家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準等がございます。こういったものを参考にさせていただいております。

○山田俊男君 御案内のとおり、米については主食用に向けるもの、それから加工用に向けの仕組みがあります。更に今度、新規需要米ということがありますでもって米粉、えさ米が入ってきました。

ところで、主食用と加工米については数量管理しているわけですね。飼料用と米粉用はどういう管理になるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 加工用米につきましては、もつ委員十分御案内のとおりでございますが、平成八年産米から実施されておりますが、全生産出荷団体と需要者団体等の取組計画数量、これ数量でございます、に基づきまして農家は出荷契約を行いまして、当該契約に即して出来秋に加工用米として出荷した数量分を生産調整カウントとする、こういう仕組みになつております。

これは定着をしております。

お尋ねの平成二十年産米から新たに取り組まっています、二十年産米から取り組まれております。新規需要米につきましては、更なる低価格帯需要に対応できるように多収性品種の導入や直まき栽培などの低コスト生産を図ることが重要であることを。また、米粉用米、飼料用米につきましては面積助成を行つております。先ほど生産局長から御答弁ありましたが、その対象となる水田を特定する必要があること。さらに、その作付け圃場から生産される米穀の全量が確実に当該用途に仕向けられるこれを担保することが生産調整の達成といつたことからもより適切であるということです。新規需要米につきましては圃場を特定して生産段階から区分管理を行う、こういう仕組みを取つているところでございます。

○山田俊男君 主食用の米には主食用に充てるもの、それとも一つは、主食用にも充てるんですがが一方で加工用に仕向けるものとしてふるい下米と、御案内のとおりあるわけです。一方、加工用米にも場合によつたらふるい下米というのが出てくる可能性ありますね。ないしは主食用のふるい下米を加工用に充てるということも出てきます。それから、米粉、それからさらには飼料米について圃場特定をする。それは、管理の上でそういう管理があり得るというのを私も納得しないわけではありません。

ところが、現行、飼料米を栽培しようといった

きに、特定の圃場にこれは飼料米だといつたとたら作物を植えたときの交雑といいますか、受粉が混乱しないかと、隣の主食用の田んぼの米に対して、というようなことからして、どうも必ずしも飼料米の専用種を植えるんじゃなくて、乾燥調製その他のことからしても、主食用の銘柄米と同じように植え付けて、そして管理するという流れがまだ強いんじゃないかというふうに思うんです。

そうなったときに、飼料米からそれこそ魚沼産コシヒカリが出てくるわけですよ。飼料米からさらに場合によつたらこれはふるい下米が出てくるわけでもあります。この管理を厳密にやるんですか。ふるい下米の管理を厳密にできるということことでこの法律が作られているんですか。そこをお聞きします。

○政府参考人(町田勝弘君) ふるい下米のお尋ねでございます。

ふるい下米の取扱いでございますが、ふるい下米も米穀でございますので、トレーサビリティーの対象品目には当然含まれることとなりますので、取引等の記録の作成、保存が義務付けられるということをごります。どなたからお買いになつて、どなたに売られたといったことの記録でございます。

この場合、その用途が仮に限定をされていますれば、その用途についても記録をしていただきますし、改正食糧法による遵守事項に基づく用途別管理、先ほど申し上げたのですが、これが求められるということになるわけでございますが、一方、今委員御指摘のとおり、ふるい下米につきましては一般的に用途を例えば主食用とか加工用とか、そういったことを限定せずに米穀の流通業者に対して販売されているといったこと、さらには流通業者の方は複数の産地からふるい下米を集めまして、一括して調製を行つた上で主食用あるいは加工用として販売するということでございまして、御指摘のようにふるい下米の流通というの

ふるい上の流通とはかなり異なつてゐる側面もあるわけでございます。

こうしたケースにおける取扱いにつきましては、これまでも順次関係者との意見交換等を行つてきたところでございますが、更に意見交換又は実態調査を重ねまして、本年夏を目途に成案が得られるよう検討してまいりたいと考えてゐるところでございます。

○山田俊男君 そうしますと、数量管理をやつてゐる主食用のふるい下米、それから圃場管理を行つたらそこまで行かなくても圃場管理をやつている米粉用の米と、それと飼料用の米の本体部分、それと主食用のふるい下と同じ数量交換したら、これは管理不行き届きということになるんでですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 今のお尋ねの件については、更に流通実態よく把握したいと思うのでございますが、新規需要米であります飼料用米また米粉米といつたものにふるい下といつたものが現に流通しているのかどうか、そういうことが十分把握してまいりたいと思います。

私どもは、圃場でできたものはすべて飼料用米また米粉用米ということできちつとした実需先に販売してもらうと、これが原則だということは申し上げておきたいというふうに思つております。

また、一般的な横流れ防止ということでありますすれば、今回のトレーサビリティ法あるいは食糧法、また米粉用、飼料用米のこの新しい法律でもきちつと連携計画を取つて報告徴求等も規定をしておりますので、これら三法を有機的に連携してきちつとした横流れ防止を図つていきたい、これは一般論でございますが、ということでございます。

○山田俊男君 ところで、M A米があります。M A米についても、主食用それから加工用、場合によつたら米粉用それから飼料用というふうに仕向けられているんですか。これは確認したいと思ひます。

○政府参考人(町田勝弘君) ミニマムアクセス米につきまして、その輸入が開始されたのが平成七年四月でございます。昨年十月までの累計を申し上げたいと思います。主食用九十四万トン、加工食品の原材料用三百三十七万トン、援助用二百三十二万トン、飼料用百三十九万トン販売しております。このように、飼料用、加工用に販売をされているということでございます。

○山田俊男君 そうしますと、米粉用の米それから飼料用の米、さらには主食用のふるい下米、これら加工用のふるい下米、これらのものとMA米は多くのところでこれは競合しているということです。

○政府参考人(町田勝弘君) 用途という点では競合しているというか、同じ用途に用いられているということでございます。国産を使いました米粉用米というのはまさにこれから取り組むところでございますし、飼料用米についても今千六百ヘクタールでどうか、ということで順次増えてきているところでございますが、用途としては同じ用途ということです。

○山田俊男君 米粉でパンを作つて、それで皆さんに本当にこれはこの地元の資源を活用したまさに米粉パンでありますということはあり得ると思うんですね。場合によつたら米粉パンにもMA米が入っている可能性はあるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) これは、ちょっと済みません、今お答えしようと思つたことは、米粉用、米粉パンということであれば、先ほど申しましたように指定米穀等ということで原料米産地情報を伝達をしていただきくということでございます。流通実態としてMA米を使った米粉パンがあれば、それは表示をいただくということになります。ちょっとと流通実態、直ちに今申し上げられません、申し訳ありません。

○山田俊男君 大臣、ここでちょっとお尋ねしたいんですけども、私は基本的には国がしつかり国内産の米を管理するという仕組みの必要性についてはさつき申し上げたとおりです。残念なが

ら、これはもう本当に厄介なんですが、MA米とにつきましては、それをどういう形にしたらもういいのかということは、また御提案をいただけて入れております。この処理が何としても必要に上げたいと思います。主食用九十四万トン、加工食品の原材料用三百三十七万トン、援助用二百三十二万トン、飼料用百三十九万トン販売しております。このように、飼料用、加工用に販売をされているということでございます。

○山田俊男君 そうしますと、米粉用の米それから飼料用の米、さらには主食用のふるい下米、これら加工用のふるい下米、これらのものとMA米は多くのところでこれは競合しているということです。

○政府参考人(町田勝弘君) 用途という点では競合しているというか、同じ用途に用いられているということでございます。国産を使いました米粉用米というのはまさにこれから取り組むところでございますし、飼料用米についても今千六百ヘクタールでどうか、ということで順次増えてきているところでございますが、用途としては同じ用途ということです。

○山田俊男君 米粉でパンを作つて、それで皆さんに本当にこれはこの地元の資源を活用したまさに米粉パンでありますということはあり得ると思うんですね。場合によつたら米粉パンにもMA米が入っている可能性はあるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) これは、ちょっと済みません、今お答えしようと思つたことは、米粉用、米粉パンということであれば、先ほど申しましたように指定米穀等ということで原料米産地情報を伝達をしていただきくということでございます。流通実態としてMA米を使った米粉パンがあれば、それは表示をいただくということになります。ちょっとと流通実態、直ちに今申し上げられません、申し訳ありません。

○山田俊男君 大臣、ここでちょっとお尋ねしたいんですけども、私は基本的には国がしつかり国内産の米を管理するという仕組みの必要性についてはさつき申し上げたとおりです。残念なが

うでございます。これをどういう形にしたらもういいのかということは、また御提案をいただけて入れております。この処理が何としても必要に上げたいと思います。主食用九十四万トン、加工食品の原材料用三百三十七万トン、援助用二百三十二万トン、飼料用百三十九万トン販売しております。このように、飼料用、加工用に販売をされているということでございます。

○山田俊男君 そうしますと、米粉用の米それから飼料用の米、さらには主食用のふるい下米、これら加工用のふるい下米、これらのものとMA米は多くのところでこれは競合しているということです。

○政府参考人(町田勝弘君) 用途という点では競合しているというか、同じ用途に用いられているということでございます。国産を使いました米粉用米というのはまさにこれから取り組むところでございますし、飼料用米についても今千六百ヘクタールでどうか、ということで順次増えてきているところでございますが、用途としては同じ用途ということです。

○山田俊男君 米粉でパンを作つて、それで皆さんに本当にこれはこの地元の資源を活用したまさに米粉パンでありますということはあり得ると思うんですね。場合によつたら米粉パンにもMA米が入っている可能性はあるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) これは、ちょっと済みません、今お答えしようと思つたことは、米粉用、米粉パンということであれば、先ほど申しましたように指定米穀等ということで原料米産地情報を伝達をしていただきくということでございます。流通実態としてMA米を使った米粉パンがあれば、それは表示をいただくということになります。ちょっとと流通実態、直ちに今申し上げられません、申し訳ありません。

○山田俊男君 大臣、ここでちょっとお尋ねしたいんですけども、私は基本的には国がしつかり国内産の米を管理するという仕組みの必要性についてはさつき申し上げたとおりです。残念なが

ろでございます。これをどういう形にしたらもういいのかということは、また御提案をいただけて入れております。この処理が何としても必要に上げたいと思います。主食用九十四万トン、加工食品の原材料用三百三十七万トン、援助用二百三十二万トン、飼料用百三十九万トン販売しております。このように、飼料用、加工用に販売をされているということでございます。

○山田俊男君 そうしますと、米粉用の米それから飼料用の米、さらには主食用のふるい下米、これら加工用のふるい下米、これらのものとMA米は多くのところでこれは競合しているということです。

○政府参考人(町田勝弘君) 用途という点では競合しているというか、同じ用途に用いられているということでございます。国産を使いました米粉用米というのはまさにこれから取り組むところでございますし、飼料用米についても今千六百ヘクタールでどうか、ということで順次増えてきているところでございますが、用途としては同じ用途ということです。

○山田俊男君 米粉でパンを作つて、それで皆さんに本当にこれはこの地元の資源を活用したまさに米粉パンでありますということはあり得ると思うんですね。場合によつたら米粉パンにもMA米が入っている可能性はあるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) これは、ちょっと済みません、今お答えしようと思つたことは、米粉用、米粉パンということであれば、先ほど申しましたように指定米穀等ということで原料米産地情報を伝達をしていただきくということでございます。流通実態としてMA米を使った米粉パンがあれば、それは表示をいただくということになります。ちょっとと流通実態、直ちに今申し上げられません、申し訳ありません。

○山田俊男君 大臣、ここでちょっとお尋ねしたいんですけども、私は基本的には国がしつかり国内産の米を管理するという仕組みの必要性についてはさつき申し上げたとおりです。残念なが

米トレサ法につきましては、米穀事業者ということで、米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供まで入れた事業を行う者ということでござります。一方、食糧法においては、主要食糧の出荷、販売、輸入、加工、製造を行う者ということです。その違いでございますが、米穀事業者の提供事業者、外食事業者さん等でございますが、こういった方は対象から除外されているということでございます。

○物置かお君 分かりまじか

それでは、その基準の遵守がなされているかどうかというのはどのようにして知るのでしょうか。米穀について、用途以外に使用、販売してはならないとしております。加工原材料なら加工原材 料、飼料用なら飼料用にしか使つたり販売をしてはいけないということを意味していると思いますが、それで、その基準を遵守しない場合に農林水産大臣が業務の改善を勧告することになつてゐるところ書いてあります。

○政府参考人(町田勝弘君) 御指摘いただきまして、遵守事項が守られているかどうかをチェックするということが最も重要な点です。この点につきましては、米の出荷・販売業者に対しまして報告徴求等を広く掛けた上で、疑義のあるところ、また内部告発や疑惑情報の提供があつたところ等につきまして迅速に抜き打ち検査を実施するといったことで、効率的かつ実効ある監視を行つてまいりたいとうふうに考へているところでございます。

○牧野たかお君 先ほど山田委員がいろいろお米の流通の複雑さについて御指摘されましたけれども、昨年の事故米の不正流通の問題という事案は、端緒が要するに投書というか内部告発だったわけですよね。

○政府参考人(町田勝弘君) 御指摘いただきまして、遵守事項が守られているかどうかをチェックするというふうに考へております。この点につきましては、米の出荷・販売業者に対しまして報告徴求等を広く掛けた上で、疑義のあるところ、また内部告発や疑惑情報の提供があつたところ等につきまして迅速に抜き打ち検査を実施するといったことで、効率的かつ実効ある監視を行つてまいりたいとうふうに考へているところでございます。

○牧野たかお君 先ほど山田委員がいろいろお米の流通の複雑さについて御指摘されましたけれども、昨年の事故米の不正流通の問題という事案は、端緒が要するに投書というか内部告発だったわけですね。

く分からなかつたんじやないかと私は感じているんですけれども、要是そういう内部告発がなければチエックできないようなシステムだつたら、これはなかなか法律を変えても余り効果がないような気がするんですけども、そこら辺は、今度の食糧法の一部改正というのは、先ほどあつものに懲りてなますを吹くというお話がありましたけれども、どういう点で、要するに具体的実効性の部分で、以前と、何といううんでしょうか、違つて、これからああいう不正流通を内部告発以外でももうとにかく防げるんだというところの違いはどこにあるのか、教えていただきたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 先ほど遵守事項のチェックの仕方を申し上げましたが、これは同様に米穀を含めて流通規制を行つてあるJAS法。これも同様のやり方でやつてあるわけでございます。JAS法のいろいろと今、原産地表示等の、偽装表示等の問題ありますが、その端緒となりましたのは食品表示一一〇番、こういったものに寄せられているそういうわゆる情報でございまして。私どもやつぱりこうした情報は確度も高いということもありますので、先ほど申しましたように、迅速に抜き打ちで検査をするといったことをやつておるわけでございます。

このほかの方法といたしましては、出荷・販売業者につきましてでございますが、私ども巡回調査というのをやつております。農協、農業生産法人、卸売業者、小売店、スーパー、こういったところの巡回調査をやりまして、そういうた情報、ラベル等もあります、そういった情報はどうなんだろうかといったようなこと。また、特にJAS法等でもそうですが、他機関との今連携、情報提供をやつております。地域の保健所、警察、自治体、こういったところから、また協議会もつくりまして、情報を密にしたいということでございま

○牧野たかお君 大臣に伺いたいんですが、ちょうど就任以来、本当にいろんな不祥事が相次いで、いろいろな場面で謝罪する会見等を開かれていらっしゃって、私も見ていて切ないなと思っておりましたけれども、結局、この今回の食糧法の一部改正についても、後ほど申し上げますトレーサビリティ法についても、昨年の事故米の不正流通が大きなきっかけになつたと思いますけれども、それで、昨年のときは農政事務所のチェック機能が働いていないというのが事実上発覚したわけでありますけれども、そしてまた今、それとは直接関係はないといえば関係がないですけれども、体质の問題でいえば、やみ専従の疑惑が今挙がっておりますよね。それで、大臣が設置されました改革チームでは農政事務所の原則廃止の緊急提言を行つていらっしゃいます。

そういう状態の中で、この食糧法の改正だつたり、トレーサビリティの法案提出されて、今これ審議しているわけですから、ちょっと心配なのは、どこがどうか、どこがだれができるいいんですが、どのような方法でそのチェックをしていくのかというのが、特に農政事務所の原則廃止を打ち出しているものだから、一体どうなるのかなというのは、恐らく私も含めて、また農業関係、またお米を扱っている業者の関係も多分いろいろ心配をされているんじゃないかと思ひますけれども、その細部についてはこれから詰めていかれるわけでありますけれども、どのようなことを今お考えになつていらっしゃいますか。

○國務大臣(石破茂君) これは委員おっしゃいましたように、どうするかというのは、八月末に組織の定員要求を行いますので、それまでに議論して決めたいと、時間的に言えばそういうお話になります。

私は、とにかく流通監視の業務と売買の業務が一つになつておつたらどうにもならないねということなので、これは切り離すということについて

はどなたも御異論がないのだろうと。売買の部分と流通監視の部分は切り離しますということとはつきりいたしております。

それで、罰則についてお伺いしたいと思いますけれども、まずここに、食糧法の今度一部改正の法案の中には二つの罰則がありますけれども、一つは、調査、立入りを拒否した場合の罰則を今度強化すると。以前三十万円以下の罰金だったと思いまますけれども、それが今度は六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に変えたわけですけれども、これは強化したというのはJAS法とか、そういう類似した法律の罰則に合わせてこういう措置をとったわけでしょう。

○政府参考人(町田勝弘君) 先般の事故米問題の際には、御指摘いたしましたとおり、立入検査等を拒否する業者が相次いだということで、事故米の流通ルートの解明に支障を来したところでございます。現在の現行の罰則改正案前でござりますが、三十万円以下の罰金では十分な抑止力になつてないということが明らかになつたところでござります。

このため、本法律案では、違反行為の社会的影響が大きいと思われます他の立法例、具体的には金融取引法、国民年金法、検疫法、農葉取締法といったものも参考にしながら、立入検査等の実効性を高める観点から、これらを拒否した者に対する懲役刑を導入することも罰金額についても五十万円以下に引き上げたところでござります。

○牧野たかお君 それで、昨年の委員会で質問したんですが、不正流通のときに立入り拒否をしましたまま、まあ拒否をされていた業者の件数とか出ておったときに質問をしたんですが、まず最初と、通告するのを忘れましたけれども、あの時点でも、要は立入り拒否を、ほかの業者に迷惑が掛かるからという理由で拒否されたそういう業者がいたんですが、あれは結局、この前の法律の三十万円以下の罰金の対象になつたんですか、要はそのまま不間にしちゃつたんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 立入検査、この事故米流通ルートの解明ということについては、どこ

で終わりということではなく、十月末の中間的な総括報告後も何度もやつてあるわけでございますが、この立入検査について、例えば告発等をし刑罰等を科せられたかといったことにつきましては、そういつたことはないということです。事実関係は、秋のままといいましょうか、そういう状況でございます。

○牧野たかお君 そうすると、実態的に昨年の不正流通でも三十万円以下の罰金の規定であつても告発等はしないというと、そのとき私がこういう場合どうするんだと言つたのが、要はほかの業者に迷惑が掛かるからといふんで拒否しているといふ業者がちゃんといたいた資料に載っていたんですが、そういう理由でみんな拒否して、要は告発しないというと、みんな告発できなくなつちゃうという気がするのと、今回こういうふうに強化した理由は、要はそういうのを防ぐという目的で強化したんでしょうか。この法律が改正されたら、これは厳正に対応されるんでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) 今後、仮に米穀につきまして消費者の健康保護等を図るために流通ルートの解明が必要となつた場合に、単に取引先に迷惑は掛けたくないといったような理由で立入しましては、お話をいただきましたとおり、六月下旬以下の懲役刑を導入することも罰金額についても五十万円以下に引き上げたところでございます。

○牧野たかお君 それで、昨年の委員会で質問したんですが、不正流通のときに立入り拒否をしましたまま、まあ拒否をされていた業者の件数とか出ておったときに質問をしたんですが、まず最初と、通告するのを忘れましたけれども、あの時点でも、要は立入り拒否を、ほかの業者に迷惑が掛かるからという理由で拒否されたそういう業者がいたんですが、あれは結局、この前の法律の三十万円以下の罰金の対象になつたんですか、要はそのまま不間にしちゃつたんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 立入検査、この事故米流通ルートの解明ということについては、ど

なく終わつちやうと、そうすると、罰則といふのをつくつても、どうせこれは形上だけのものでされも一回も立件されたことがないやうな話になれば、多分だれも守らなくなつてしまつと思うので、そこは厳正な対処をしていただきたいというふうに思います。

じゃ、トレーサビリティの方にちょっとと移りますけど、さつきもお話をいろいろ出でてきましたけど、これも、食糧法の一部改正とともに、米穀のルートをたどるのを本当に苦労されたというのが私たちにも分かりました。そういう意味で、いざな御意見もあるでしようが、作ること自体は意義は私は非常にあります。それで、ただ、先ほどからいろんな御意見や質問が出たように、かなりトレーサビリティの記録を実際に業者段階でやつてもらうというのはかなり大変だなというのは、さつきからのいろんな皆さん御意見や質問を聞いて思いました。

それで、産地情報、最終的な産地情報なんですが、小売段階で、お米屋さんで一般の人が買う場合、先ほど高橋委員もブレンドの話が出ていましたけれども、関西なんかだとブレンド米が何か多いらしいですが、そういった場合の産地情報というのはどういう扱いになるんでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) 複数の産地の米穀がブレンドされている場合につきましてでございましょうが、重量の割合が多い順に表示することを基本といたしまして、関係者の意見も踏まえながら実行可能な表記方法について検討していくこととしているところでございます。

○牧野たかお君 それで、譲受けと譲渡しの各段階で記録が残されるわけですから、これは各段階によつて、私は何といふんどう、お米が流通していくときに、貯蔵しているような業者の流通であれば、すぐさま使つちゃう業者の段階も

なくて終わつちやうと、そうすると、罰則といふのをつくつても、どうせこれは形上だけのものでされも一回も立件されたことがないやうな話になれば、多分だれも守らなくなつてしまつと思うので、そこは厳正な対処をしていただきたいというふうに思います。

この点につきまして、消費・賞味期限というのをございますので、その実態、関係者の意見なども伺いつつ、原則としてはしかし必要かつ十分な一定の期間ということについては確保したいという方向で検討しているところでございます。

○牧野たかお君 ちょっとと抽象的で分からんんですけど、それも、食糧法の一部改正とともに、米穀のルートをたどるのを本当に苦労されたというのが私たちにも分かりました。そういう意味で、いざな御意見もあるでしようが、作ること自体は意義は私は非常にあります。それで、ただ、先ほどからいろんな御意見や質問が出たように、かなりトレーサビリティの記録を実際に業者段階でやつてもらうというのはかなり大変だなというのは、さつきからのいろんな皆さん御意見や質問を聞いて思いました。

それで、産地情報、最終的な産地情報なんですが、小売段階で、お米屋さんで一般の人が買う場合、先ほど高橋委員もブレンドの話が出ていましたけれども、関西なんかだとブレンド米が何か多いらしいですが、そういった場合の産地情報というのはどういう扱いになるんでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) 複数の産地の米穀がブレンドされている場合につきましてでございましょうが、重量の割合が多い順に表示することを基本といたしまして、関係者の意見も踏まえながら実行可能な表記方法について検討していくこととしているところでございます。

○牧野たかお君 それで、譲受けと譲渡しの各段階で記録が残されるわけですから、これは各段階によつて、私は何といふんどう、お米が

流通していくときに、貯蔵しているような業者の流通であれば、すぐさま使つちゃう業者の段階も

○政府参考人(町田勝弘君) このトレーサビリティにつきましては、生産してそこから出荷され消費者に提供されるまで、問がどこか抜けてしまいますとこれはトレーサビリティになりませんので、規模の大小にかかわらず、米穀の業者に関しましては記録を義務付けていくということございます。

○牧野たかお君 たた、例えばスナックですかそいつたところで飲食をする、お酒を提供する、そういう形態ではそのサービスのやり方は千差万別でござい



の税制上の特例として、取得価格の三〇%の特別償却でございます。米粉につきましては、現在、大企業を含めて大変関心を持って、川上、川下を持つてやつていただいております。特に、スパー、コンビニ等でございます。こういつた税制につきましては、企業の規模を問わず適用になるということでございます。

私も、どうしても米粉につきましては小麦粉に対抗するということで、低コストで生産してできるだけ同じような価格でやるということなので、生産者への助成がその分、手厚くなっているということに結果としてはなつてあるかも知れないでございますが、この助成なり融資、また税制等を使って米粉の利用促進を図つてまいりたいというふうに考えております。

○牧野たかお君 それで、米の政策の中では、大臣に伺いたいんですけども、先ほども御答弁されて、米粉に対する取組というか、米粉をどう考へてお答えになつてしまふに考えております。要は、転作の中の小麦、大豆とか、そういうものと同じように、米粉を作る米を作れば、栽培すれば、同じように、先ほど五万五千円、今度補正で二万五千円を検討するという、上乗せを。そういう中の対象になっていて、要は、思うのは、一石二鳥といえども、水田を荒らさないで生産調整も、本来の主食用の米の生産調整もできるし、また自給率の向上になるわけでございますけれども、ただ、何となく私思つんすけれども、本当に一石二鳥で両方ができるのかな、本当に米粉を五十万トン需要を増やすというならば、私はもうちょっと、何といふんでしよう、米粉の普及のための特別扱いのところがいいんじゃないかという気がいたして

おります。

それと、いろんなお考へがあるんでしようけれど、それよりも、この水田をどうやってきちんと活用するかということに重点を置いて考えるとして、要は本当に米粉を主食と、それもう主食にあくまでも転作の方が重きを置かれるような気がして、要は新しい需要として考えていくというまでには、そういうふうに受け取れないというか感じ取れないわけですが、ちょっとお考へになつてしまふに考えております。

○國務大臣(石破茂君) これは、実はずっと昔からある議論なんですね。私が今から何年前でしょ、もう二十年近く前から、自民党で畜産対策委員長なんかをやつていたときも、耕畜連携というお話をありました。要するに、これだけ自給率が低いのは、大体えさを外国から入れておるからなのであると、どうやつて自給飼料を高めいくかということなんだけれども、えさを作る農家と実際に畜産農家との連携をどうするかみたいな議論をしていたときも、えさ米という話はありましたです。

そして、多収穫米を使つたらどうだという話もあつたんですが、委員の先ほどの御質問の中にもあつたように、どうしても日本人の中に、米は文化であると、あるいは宗教であるとは申しませんが、そういう神聖なるものみたいなところがあつて、米をえさ米に使うことについてのやっぱりちゅうちよみたいなものがあつたんだろうと思うんです。そうこうしているうちに、非常に米の生産装置である水田 자체が荒れてきちゃつたと、そして生産農家も高齢化してきちゃつたと、コストも掛かるようになつちやつたと、

よう、これをえさに使うことはどうなかねという心理的な抵抗もあるのかも知れないけど、それよりも、この水田をどうやってきちんと活用するかということに重点を置いて考えるとして、要は本当に米粉を主食と、それもう主食にあくまでも転作の方が重きを置かれるような気がして、要は新しい需要として考えていくというまでには、そういうふうに受け取れないというか感じ取れないわけですが、ちょっとお考へになつてしまふに考えております。

○國務大臣(石破茂君) これは、実はずっと昔からある議論なんですね。私が今から何年前でしょ、もう二十年近く前から、自民党で畜産対策委員長なんかをやつていたときも、耕畜連携というお話をありました。要するに、これだけ自給率が低いのは、大体えさを外国から入れておるからなのであると、どうやつて自給飼料を高めいくかということなんだけれども、えさを作る農家と実際に畜産農家との連携をどうするかみたいな議論をしていたときも、えさ米という話はありましたです。

私は特に、米飯給食を週に五日ということを我が党でも考へているわけですね、今四日でけじめいくかということなんだけれども、えさを作ったように、どうしても五日というわけにもなるまい、給食調理員さんも大変なんだしと、だとすれば、パンなんだけれども米粉パンみたいなことがあります。だから、私は、委員がまさしく御指摘になつたように、一石何鳥にもなり得るものだと。それがなぜできなかつたか、それをこれから先どのように克服していくのかというの、本当に一種の国民運動ではないかというふうに思つております。そういう中になつて、お願いです、食べてくださいというのは、かなり世界の中でも異例の部類だと思いますですよ。

○牧野たかお君 最後の質問をさせていただきますれば、それはどうなるかというと、やはりもう一度思つてます。そうこうしているうちに、非常に米を踏まえた上で、また私どもとして政策の誤りなことを期してまいりたいと、このように考える次第でございます。

○國務大臣(石破茂君) 我が国というのはある意味有り難い国で、世界では今九億人が飢餓ないし、パンなんだけれども米粉パンみたいなことがあります。そういう中になつて、お願いです、食べてくださいというのは、かなり世界の中でも異例の部類だと思いますですよ。

大河原委員にもお答えをしたことありますけれども、強制はできません。強制はできませんが、これがどれだけいいものであるかということが、そして世界の中でもそういう状況であり、一日に二万四千人が餓死をしておつて五秒に一人子供が餓死している状態の中にあって、我が国が自給力を高めていくということは、次の時代に対する責任でもあるし、同時に世界に対する責任でもあるじゃないですかと、それがこの米粉なんですよ

という。米粉のパンおいしいなということも大事ですが、同時に、これがどういう意味を持つものなのかということを、それは学校教育の場においてもきちんと教えていただくことは大事なことなんだろうと私は思つております。

そしてまた、今どきお百姓さんの歌なんてはやらないらしくて、農林水産省で聞いてもたれも知らないという話なんですが、実際に米を食べる子供たちが、あるいは米粉を食べる子供たちが、この米つてどこのだれが作つてくれたんだろうということ、やはりそこにおいて消費と生産の意識の共有というのが大事なんだろうと私は思つております。

○牧野たかお君 終わります。

ですから、この米粉の位置付けというものは教育の場においてもきちんと語られるべきだと思ひますし、さればこそこの運動を定着させていく必要性があるのではないかと、私は委員の御質問を聞きながらそのように思ったことでございまし

た。

○風間赳君 公明党の風間です。

中学生の方々が聞いていらっしゃるので、通告していませんけれども、今日そして昨日、この二日間で御飯を何ぜん食べたか、大臣、副大臣、政務官にそれぞれお伺いしたいというふうに思いました。

○委員長(平野達男君) 答えられる方から順次お願いいたします。

○副大臣(近藤基彦君) 昨日はお屋抜きでしたので五ぜん、すべて米を食べましたので五ぜんですね、はい。

○國務大臣(石破茂君) 昨日も、ごめんなさい、私、朝抜きだったものでござりますから、昼、夜、今朝、合わせて六ぜんだと、先ほど計算してそういうことに相なりました。

○大臣政務官(野村哲郎君) 私も御飯党でござりますので、すべて御飯を食べてあります。それに芋を少々、流動食をいただきました。

○風間赳君 ありがとうございます。

まさにお米を含めた日本の食料自給率、このつかさどつている農水省の政府高官がどれだけ食べているかということがまた大きな関心、国民の皆さんにとつて関心、笛だけ吹いて踊れと言う人もいますから、そういう意味では是非お米を取つていただきたいというふうに思います。

そこで、去年の九月に事故米の事例が起つて、もうこれで相当な日数がたつて、そのための再発防止、あるいは万々が一起こつた場合の対処について、今農水省は国民の皆さん方の注視の中いろいろな機会を通じてやっていらっしゃるところ、そのことは非常に大事なことだと思いますけれども、問題はやはり、私は農水省の方すべてが悪いとは言いませんが、十分なやっぱり検査を行わないでしまつたこと、そしてまたトレーサビリティーという概念、あるいはその実行が欠如していたこと、あるいは業者の方々の言わば法を守る等々が非常に複雑にミックスになつてあればだけ大きな問題になつたというふうに思います。

そういう意味では、そのようなことを考えるべく、今回のお米の移動が把握できるいわゆる米トレーサビリティー法というのは、一〇〇%十分ではないが時宜にかなつたものだというふうに私は思うわけであります。しかし、どんなものでも制度をつくればいいというのではなくて、どうやって実行していくのかということが午前中からの議論であつたんだろうなというふうに思います。結局、制度をつくって運用していく側使う側がどういう意識とまた実行を行つていくのかが極めて大事なポイントになるというふうに思います。

そういう意味で、大臣が農水省改革をやらざるを得ないような状況になつたということは、一見残念なことだけれども、これはぐぐつていかながやならない組織の一つの大きな課題だというふうに思います。

そういう意味で、今回のやみ専従の問題で資料が改ざんされたことについては極めてゆゆしき事態で、農水省もこのところ謝罪はつかりの記者会見が多いんですけれども、どつちにしても十日に第三委員会を立ち上げたというふうに聞いておりますけれども、じゃ、委員会はだれでも立ち上げられるわけでありまして、どういうふうにこれを、いつまでこのやみ専従の問題について一定の結論を出していくのか、そのめどをどこに置いているのか、まずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) これは委員おつしやるところで、七月中旬を目途に取りまとめたいという結論でやつております。もちろん、最初に結論、結論というか、その日にちありきでそれに間に合わせるように作るという話じやございませんが、やっぱり目標を明確にしませんと作業にめり張りも出ませんので、七月中旬ということにいたしております。

この第三委員会というのは、もちろん第三委員会をつくるまでにもう農水省の中ずっと調査をやつてきたわけでございますが、やはり客観性、それから公正性、そして厳格性、この三つを担保をするために、弁護士の先生方あるいは公認会計士の先生方が農水省のチームを指揮監督するなど、そういうような構成にいたしました。七月の中旬までに何とか結論といいますか取りまとめができますように、私どもとしても先生方と一緒になりながら徹底的な事実解明したい。

とにかく、このやみ専従なぞ、というのは、直接的には職務専念義務違反ですし、もつと言えば憲法第十五條の国民全体の奉仕者であるということに正面から挑戦するものである。私はそのように考えておりますので、いかなる困難があろうとも七月中旬までは調査結果の取りまとめをいたしたいと、このように考えております。

○風間赳君 そういう意味では、昨年の十一月二十五日に農水省の職員の方々の意識改革についてアンケート調査がなされました。そのとき、九割の職員の方が自分自身の意識の改革が必要だというふうに御返事をされて、そして八割の人人が意

識を変えるだけじゃなくて改革が必要だというふうに思つています。

また、そのことによって勤務評定をするとは申しませんが、やはり答えない人はなぜ答えないのということをやっぱりきちんと把握をする必要があるんだろうと。一緒に省改革に取り組もうといふときに、私は意見すらありませんということであれば、一緒に取り組む気持ちがないというふうに思いますので、そのことは私はちゃんと掌握をしたいと思います。

もう一つは、私いつもも言つているのですけれども、我々はサービス業であつて、我々が出す政策はすべて商品であつて、生産者であれ流通に携わられる方であれ消費者であれすべてお客様なのだと。その方々に自分たちが今日どれだけ仕事をしたか、その方々にどれだけ喜んでもらえたかということを実感しないとこの省の意味はないといふことを申し上げております。いろいろな通報等ございますが、私はこの消費者の方々、広い意味での消費者の方々、お客様、この声にきちんとこたえるという意識を全省員が持つべきであると、そうでなければ改革なんかできないと、このように思います。

○風間知君

すぐ今日は聴取者が多いから大臣は非常に張り切つて御答弁されている感じがしますが、いつもそうだと私は思っていますが、どちらにしても、国がいろんな決まり、規制を強化して、国民の皆さん方にこの食べ物安心です、安全ですというふうに言つたところで、本当に安心につながっていくかどうかは別問題だといふふうに私は思います。そういう中で、要するに国民の方々は見ているんだと思います。こつこつ安全、安心、消費者に対しても安全、安心を確保していくために役所がやつていてることを見ているんだというふうに思いますから、そういう意味で、是非安心していただけるような取組が目に入る形でスピーディーにやつていただきたいことを心からお願いをする次第でございます。

そこで、トレーーサビリティーについてですが、食品の流通ルートは極めて多様化して、なつかつ生産者、事業者、加工業者、小売販売業者、消費

者と、この流れの中で、流通にかかる改革がしませんが、やはり答えない人はなぜ答えないのということをやっぱりきちんと把握をする必要があるんだろうと。一緒に省改革に取り組もうといふときに、私は意見すらありませんといふうに私は思つてます。それは、トレーーサビリティーがそのまま即安心、安全ではないんです。問題が起つたときにはどうなつているのかということの追跡だけですか

られないんですが、どつちにしても安全、安心に

つながる第一歩だという観点でいくと、この今回

の米トレーサビリティー法は時宜を得たといふ

うに私は思つています。

そこで、午前中も高橋さんも大河原さんも質問されていましたけれども、衆議院で修正協議の後、修正案にもなつておりますように、他の食品

にもトレーサビリティーがきちんと導入をしてい

く、義務付けをしていくことが私が必要だと思いま

ますし、大臣は先ほどそのような方向にしていく

必要があるというようなことのニュアンスをお話

をされていました。

それで、できない、米以外にできないことも議論に、先ほど大臣は食品流通の零細性という言葉を一つ挙げていましたが、課題は一体何なのか。

たくさんあると思うんですけども、食品流通の零細性だけでは私はないと思っておりますが、どのようにその課題に対し検討を進めていくかと

いうような基本的な考え方、ちょっと教えていた

だければ有り難いと思います。

○國務大臣(石破茂君)

一つは、零細性と多段階

性なんだろうと思つております。つまり、それが消費者の向こうに供されるまでに小さな業者さんが幾つか流通の中に入つていると。やはり、事務負担が物すごく重くなるということと同時に、自分がやつてきただけれども前の人があんまりとやつていなかつたという場合にどういうことを心からお願いをする次第でございます。

そこで、トレーーサビリティーについてですが、

食品の流通ルートは極めて多様化して、なつかつ生産者、事業者、加工業者、小売販売業者、消費

うことは一つあるんだろうと思います。

(委員長退席、理事都司彰君着席)

それからもう一つは、加工食品という形を取

ることが多いのですが、外国からいろいろなものが入つてまいります。そのときに、供給の安定を図

ろうとするとどうしてもその仕入先が、あるとき

はA国、あるときはB国、あるときはC国みたい

なことでじょつちゅう変わつてしまつ。それは常

に消費者にちゃんとしたものを見つけると思う

とそういうことにならざるを得ないのだと。そう

すると、それを本当に適切な情報を表示し得るに

足る、トレースし得るに足る、その情報が手に入

れるのかどうなのか、そしてそれをじょつちゅう変

える手間をどう考えるかということもあるうかと

思つております。

されば、国内産と外国産みたいな、かなりア

バウトかもしれないが、そういうような情報の

提供だけでいいのかどうなのか、その辺が消費者

の安全というものを確保するためにはどうすればいいのかという一つの命題と、もう一つは、多段

階、そしてまた零細が多いものの事務負担をどう

やつて軽減をするか、この両立ということに時間

が掛かるのだろうと。時間が掛かるからやらなく

てもいいということじゃなくて、できるものは何

ですかとそういうものから順次順次やっていくとい

うことは私は肝要なことではないかと省内では議論

をしておるところでございます。

○風間知君

平成十五年でしたか、あのBSE問題に端を発して食品のトレーサビリティーシステム導入をしていくために、十六年だつたでしようか、ガイドラインを出しました。食品トレーサビリティガイドラインというのが、いろいろ、です

ですよ、ガイドラインは、トレーサビリティガイド

ラインというのがあるんですが。

今度は、そのトレーサビリティガイドラインは

ある意味では努力義務を課しているんですけども、この米トレーサビリティー法は記録の義務付

けとペナルティーを課しているわけでありまし

て、そうなると、今後トレーサビリティー導入を促進していくために何らかの手を予算上も含めて打たなきやならないのかなというふうに私は思つておりますが、このことについては今農水省ではどのように考えていらっしゃるのか、教えてもらいたいと思います。

○政府参考人(竹谷廣之君)

お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、トレーサビリティーに関しましては、平成十五、六年ごろから各先進的な取組を行つてゐる業界でガイドライン作りと

いうものを取り組んでいたわけでござい

ます。その段階におきましては、トレーサビリ

ティーというのをやや少し先進的なものという

か、少し高いレベルで、生産履歴や何かを取り込

んだ形のものというイメージが強くて、そういう

取組を中心取り組んだわけですが、モデル的

にはうまくいくんですけれども、なかなか広がり

がしていかないという問題がございました。

(理事都司彰君退席 委員長着席)

他方、平成十五年には食品衛生法が改正になります

して、十六年の四月から適用になつたでござい

ますが、食品事業者一般について、自分の原材料

がどこから入つてきたのか、そして製品をどこへ

出すのかという、いわゆる入出庫の記録という非

常にペーパーリックな記録の作成、保存の努力義務が

食品事業者に課せられたわけでございます。た

だ、これは努力義務でございますから、これまた

やはり普及促進ということが重要ななつていつ

て、むしろ水準としてはそんなに高くないないで

けれども、広がりというものを期待して今普及な

どを図つてきているところでござります。

そうした中で、農林水産省といたしましては、

食品事業者の方々になるべく広くこういう入出庫

の記録の作成、保存をしていただけるようにマ

ニユアル作りというものを昨年度からかなり進め

てきましたが、もうすぐ完成いたしますが、一つ

は、マニユアルというものを作つて、日常の事業

取り出せるのかという、日常に密着した取組の方向性を出していきたいと思っているのが一点でございます。

それともう一つは、委員御指摘がありましたように、そういうのも踏まえながら、もう少しある品目、ある業態というものに着目しまして、その業界の実態に合わせた形で、どうしたらもっと実践的に取り組めるんだろうかということの取組を実証的にやつていただきこうということで、二十一年度の予算にこの実証事業の予算を二千万円を手当てをさせていただいているところでございまして、先ほどのマニュアル、またその品目、業態に対応した実証事業といったものによりましてこの取組を進めて、中小事業者とか零細な方、あるいは農業者の方々も含めてこのトレーサビリティーが取り組める環境づくりというものを進めていかたい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検討も深めていきたいというふうに考えている次第でございます。

○風間赳君 一方、米の方では、これも平成十五

年から国が、財團法人全国米穀協会を事業主体と

してトレーサビリティーシステムのデータベースを作つていただき活用して、卸売と出荷の流れ

をやつていただいていると思います。これ十五年

からですからもう六年に入るわけありますけれども、これもたしか食品衛生法の観点から進めた

んだと思うんですけれども、米穀協会に相当お米

屋さんとか精米業者さんが加入していると思うんですけれど、インターネットを使って集中管理、

ネット管理をリストシステムセンターという名前

の下でやつてているわけでありますけれども。

これは、要するに先行した民間のある意味では取組なんですね。それに後追いするように今回、

国が米トレーサビリティ法を実施していくとい

うことでの、何が違うのかというと、きっと生産者のところから、スタートからこの米トレーサビ

リティーが把握できるようになるんだろう

と思います。

そうなると、この民間の取組をどう評価して、

うところが出てくるわけありますからあればです

が、食品の信頼確保・向上対策推進本部というの

を、これも三年前ですけれども省の中につくつ

て、そして去年の三月には業界の皆さん方は自

主的に行動計画を作つてくださいよというふうに指

導して、そしてそのための五つの原則、基本原則を作られたわけですよね、信頼性向上自主行動計

策定の働きかけと。

そんな中で、実際にこの自主行動計画を米の流

りうことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案における

それつぶしありけない話なんで、どう生かして

いくかということが大事になつてくると思います

けど、そこはどう考えていけばいいですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 他方、御指摘の財團法人全国米穀協会が運営い

たします米トレーサビリティーシステムでござい

ます。導入の背景は、御指摘をいたしましたおり

が取り組める環境づくりというものを進めていき

たい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検

討も深めていきたいというふうに考えている次第

でございます。

○風間赳君 一方、米の方では、これも平成十五

年から国が、財團法人全国米穀協会を事業主体と

してトレーサビリティーシステムでござい

ます。導入の背景は、御指摘をいたしましたおり

が取り組める環境づくりというものを進めていき

たい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検

討も深めていきたいというふうに考えている次第

でございます。

○風間赳君 一方、米の方では、これも平成十五

年から国が、財團法人全国米穀協会を事業主体と

してトレーサビリティーシステムでござい

ます。導入の背景は、御指摘をいたしましたおり

が取り組める環境づくりというものを進めていき

たい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検

討も深めていきたいというふうに考えている次第

でございます。

○風間赳君 一方、米の方では、これも平成十五

年から国が、財團法人全国米穀協会を事業主体と

してトレーサビリティーシステムでござい

ます。導入の背景は、御指摘をいたしましたおり

が取り組める環境づくりというものを進めていき

たい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検

討も深めていきたいというふうに考えている次第

でございます。

○風間赳君 一方、米の方では、これも平成十五

年から国が、財團法人全国米穀協会を事業主体と

してトレーサビリティーシステムでござい

ます。導入の背景は、御指摘をいたしましたおり

が取り組める環境づくりというものを進めていき

たい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検

討も深めていきたいというふうに考えている次第

でございます。

○風間赳君 一方、米の方では、これも平成十五

年から国が、財團法人全国米穀協会を事業主体と

してトレーサビリティーシステムでござい

ます。導入の背景は、御指摘をいたしましたおり

が取り組める環境づくりというものを進めていき

たい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検

討も深めていきたいというふうに考えている次第

でございます。

○風間赳君 一方、米の方では、これも平成十五

年から国が、財團法人全国米穀協会を事業主体と

してトレーサビリティーシステムでござい

ます。導入の背景は、御指摘をいたしましたおり

が取り組める環境づくりというものを進めていき

たい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検

討も深めていきたいというふうに考えている次第

でございます。

○風間赳君 一方、米の方では、これも平成十五

年から国が、財團法人全国米穀協会を事業主体と

してトレーサビリティーシステムでござい

ます。導入の背景は、御指摘をいたしましたおり

が取り組める環境づくりというものを進めていき

たい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検

討も深めていきたいというふうに考えている次第

でございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案における

それつぶしありけない話なんで、どう生かして

いくかということが大事になつてくると思いま

す。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録

を義務付けまして、米穀等について問題が生じた

場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどるとい

うことで、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図

ろうというものでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案においてます

レーサビリティーは、御指摘をいたしましたよ

うに、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の

されるまでの間、これをできるだけ短縮をしたい。というふうに私もも思つておるわけでござります。初めてトレーーサビリティーをやってください。ということを義務付ける、義務付けるわけで、罰則も掛かるわけでございますから、そんなこと知りませんでしたと言われても困るんでもあります。記録のため、周知徹底をしましよう。また、記録のための体制整備にある程度の時間は掛かるんだろうというふうに思つておりますから、トレーーサビリティにつきましては施行日を法律公布の日から一年六か月以内の政令で定める日ということにしておるわけでございます。

また、産地情報の伝達についてはどうなんだろうということがありますと、トレーーサビリティーが事業者において確実に行われなければいけない、そして包装資材の切替えの準備も必要だということでおざいまして、これも二年六か月以内の政令で定める日というふうにしておるわけでございます。

そこは、もう定める日ということでおざいますから、二年六か月以内あるいは一年六か月以内でどれだけ短縮できるかということについてはよく意を用いてやつていきたい、この法律の目指すところというものが一日も早く実現できるようにしたい、そしてまた現場の混乱も回避したいと、このように思つておるところでございます。

○風間赳君 おつしやるとおりだと思います。生産者、出荷業者、中間流通業者、加工業者、小売販売店、それぞれに対し制度の趣旨をお話しした上で、記録の出入り、言わば内部トレーーサビリティとおなじですかね、入荷と出荷の対応というか引き合せという、この作業が極めてかぎになる、うまくいくかないかいかいか。

そのためには、だから政省令でここまで詰めれるかという話になると思うんですけど、恐らく、実際に動き出すとなると、いや、この製品は対象になるんでしようかだと、あるいは伝達、その表示義務がある業者に私たち入れるんだろうかとか、業者側からの相談がまた出てくる可能性も私

はあるのではないかとうふうに思います。したがつて、周知徹底を図りながらこのツーウエーワー取り取りをしていくためには、私は省内に、省内があるいは各地方が分かれませんが、相談窓口、あるいは窓口でなくともきちっと担当の方がいるなどこれスマートにいかないと想いますので、そこ一つお願いです。

もう一つは、実際に記録を作るとなると、書式がそれぞれ違つてくるとまたこれ厄介で、もうそれでなくとも消費税導入になつた場合の帳簿のあれが大変なことになるのと同じことになりはしないかというふうに思いますから、そうなると、で、きるだけ中小事業者の方々の記録簿なりなんなりの事務的コスト、これがまた掛からないようになりますから、その配慮もやっぱり二点目に必要なことだと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 二点御指摘をいたしました。

まず一点目でございますが、このトレーーサビリティに取り組んでいたたく事業者の方々に対しまして、制度の趣旨、内容を十分理解していただきたい。くとともに、実施上の様々な疑問にきめ細かく答えていくことが重要であると、私ども御指摘のとおりだと思っております。

このため、本省や地方農政局などの関係出先機関に事業者からの相談や問い合わせに対応できる窓口を設置したいというふうに、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、事業者にとって過度な負担にならないようとにかく流通ルートの遡及や追跡を行うと、これはもう必要なことでございます。そういうふたつがされている部分でございます、など他の分野における立入検査、ノウハウも生かしながら、これと一体的に流通監視を行うことのできる体制を整

ういった基本的な事項を記録をしていただくといふことでございます。

また、記録の方法につきましても、伝票類の保存だけではなくて、帳簿等による記録また電磁的方法、いろんな方法を幅広く認めてまいりたいと

本法によりますトレーーサビリティーが事業者の方に過度な負担にならないよう、そういう点は十分配慮し、制度の実効も上げてまいりたいとうふうに考えております。

○風間赳君 分かりました。あとは、情報の収集ということでいうと、先ほどもずっと議論がありました内部告発がなかったりこうならなかつたのかもしけれないという指摘は当たつていると思いますが、どつちにしても、出された情報はどう一元的に管理するかということ

が極めて大事であります。

そういう意味では、今まで大臣官房のどこでやつていたのか、ちょっと分かりませんけれども、情報評価課というのがどうもあるようですね。そういう意味では、得意さんに対して検査も遠慮してしまうという構図であつたのも問題だという指摘があります。そこで、この有識者会議では、「今後の対応」で米の流通取引に関する検討課題になつておるようですが、省内ではこのことについて具体的に、この提示、提言に対ししてどう受け止めて、どうしようとされているのかの考え方を伺いたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) この大臣官房評価課で検討をしておりました情報管理の一元化でございますけれども、この一元管理は官房の情報評価課が行うことになるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) この大臣官房評価課で検討をしておりました情報管理の一元化でございます。御指摘をいただきましたとおり、国民の皆様から寄せられます様々な違法行為、不法行為などに関する情報が潜在的なリスクの発見の端緒となるということから、この三月末までに結論を得るということが工程表に書かれていたところです。

これが受けまして、職員一人一人が情報を受け付ける際の対応マニュアル、また受け付けた情報を一元的に管理する仕組みを整備いたしまして、三月三十一日に開催されました第三回の省改革推進本部会合で了承を得た上で、四月から運用を開始しているところでございます。これは情報の一元化ということでございます。

この仕組みにおきましては、食品表示一一〇番など、マニユアル化システム化が既になされております農林水産省の抜本的な機構改革の中、流通監視を適切に実施するという観点から、消費・安全部門における表示規制など、食品Gメンの方

など、マニユアル化システム化が既になされており、担当課において処理をするということでございます。

そういうことで、情報の一元化をしつつ、そういう監視等につきましては担当課が責任を持つてやつていくということでございます。

○風間祀君 そうやつて聞くと、今まで一元的に

情報を集めていかなかつたんだなと、どこかここか  
で要するに情報が分断されていたことなん  
でしょうね。まあ、がたいが大きい省だからそ  
ういうことはあり得る話ですが、ここはきちっと  
やつぱりやらないと、何のために、幾らいい制度  
をつくっても情報が分断されていては意味がない  
というふうに思いますので。

都道府県とのございります。  
これまでも全国でございまして、  
ころでございまして、  
に説明を行つて、  
夏までに、繰り返し、  
た組織なり人員を、  
よう、更に検討を、  
考えております。

役割分担、これにつきましては、知事会と相談を重ねてきているところですが、今後、各都道府県にも丁寧いく考え方でございます。

です。米穀の出荷又は販売の事業を行う者は遵守すべき事項の規定を整備するとともに、立入検査の忌避に対する罰則を強化するものなどというふうになつてゐるわけです。

それで、これは午前中からの質問の中で、何人かの方も同じような質問をされておりました。要するに、その中で規定していることがあるけれども、実際上の中身が示されていないと。午前中のやり取りの中でも、政省令にこれは載せるといふ

です。それからもう一つは、米の流通の規制緩和が行われたと。

特に、これ二〇〇三年のときの主要食糧法の改正、まあ二〇〇四年から実施ということになつたわけですが、この結果、米の販売の登録制度から届出制度に変更したと。だから届出さえすればだれでも米穀を出荷、販売することができるようになつたと。その結果、様々な事業者が参入をして自由に米の売買を行なうようになったと。

です。米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守

です。それからもう一つは、米の流通の規制緩和

情報を集めていかなかつたんだなと、どこかここか  
で要するに情報が分断されていたことなん  
でしょうね。まあ、がたいが大きい省だからそ  
ういうことはあり得る話ですが、ここはきちっと  
やつぱりやらないと、何のために、幾らいい制度  
をつくっても情報が分断されていては意味がない  
というふうに思いますので。

都道府県との役割分担、これにつきましては、これまでも全国知事会と相談を重ねてきているところでございますが、今後、各都道府県にも丁寧に説明を行つていく考え方でございます。  
夏までに、繰り返しになりますが、きちっとした組織なり人員、そういうふたことをお示しできるよう、更に検討を進め、成案を得てまいりたいと考えております。

すべき事項の規定を整備することも、立入検査の忌避に対する罰則を強化するものなどというふうになつてゐるわけです。

それで、これは午前中からの質問の中で、何人の方も同じような質問をされておりました。要するに、その中で規定していることがあるけれども、実際上の中身が示されていないと。午前中のやり取りの中でも、政省令にこれは載せるといふ

が行われたと。特に、これ二〇〇三年のときの主要食糧法の改正、まあ二〇〇四年から実施ということになつたわけですけれども、この結果、米の販売の登録制度から届出制度に変更したと。だから届出さえすればだれでも米穀を出荷、販売することができるようになつたと。その結果、様々な事業者が参入をして自由に米の売買を行くなつたと。

しかも一元的に管理するのもいいんです。その情報に基づいて、今度、検査あるいは立入りといふことを行わぬきやならないわけであります。そして初めて安全であるのかどうかということの確認もできるわけでありますから、そういう意味では、第九条の勧告、命令とか、第十条の立入りとか検査は、どこの機関がどういう組織、人員でやるのかということについては、もちろん本省と都道府県とそれぞれの地域との関係があると思いまして、今現在の段階で詳しいこと言えないなんてそんな逃げないで、今考へていることを言いなさい。

○風間赳君 時間がないですから、先ほどは、この公布の日から一年半、消費者へ伝達されるのは二年半だが、これより短くしていく必要があるねというお話をされました。

元々、この事故米の不正規流通問題が発端となつていて、以上は、一刻も早くこの体制整備をしていかなきやならないということだと思いますので、衆議院任期満了まであと三ヶ月しかない、衆議院の任期満了まであと、もうちょっとある。そのぐらいをめどに考えていいのかどうか、大臣に一言伺つて終わりたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 政省令のお示し、それは

ことで、であれば、そういうものをちゃんと見なければ分からぬのじゃなくて、そういうものがきちっと整った上で本来出すべきじゃないかといふことも出されていて、私もそうだというようにも思ふわけですよ。

そういう点では、確認の意味ということになりますけれども、重なるところもあるわけですが、改めて、この中で言われている、条文の中で用途別の管理方法と規定されている中身、具体的な中身。それから、遵守すべき事項、どういう中身かということについて、まず二つお聞きしたいと思ふいます。

それから、取扱量が月二十トン以下の販売業者については、これは届出義務がないわけですよ。ね。届出なくていいこともできるようになつていてるわけです。それで、そういう中でいわゆるペーパーカンパニーのような怪しい業者についても参入できるような余地をつくってしまった。ですから、農水省も実際にこの法改正をもつて実質的に国がそれまで責任を持つて管理していくのを放棄したということにもなつたというふうに思うわけです。そういう中で、実態がつかめないといふことの中で事件が発生したし、そし

○政府参考人(町田勝弘君) 現在、機構改革を検討しているところでございますが、はつきりいたしておりますのは、私ども今担当しております米の売買関連業務と切り離して、食品安全部門における表示規制など、他の分野における立入検査、ノウハウも生かしながら一体的に流通監視を行うことができる体制を整備するということで、業務と監視を分けるといったことは、こういった体制にしたいというふうに考へておるところでござります。

できます。ですから、私どもの、ここは参議院でございますが、私どもの任期満了は九月十日と承知をいたしておるわけでございまして、それまでにはもちろん示せるということでございます。

一年六か月あるいは二年六か月というのは、その後世の中どうなるかは私どもには知る由もございませんが、いずれにいたしましても、今この法案を提出をしております農林水産大臣として、二年六か月、一年六か月の間、できるだけ縮めていくということは、それはだれが大臣になろうともできます。

○政府参考人(町田勝弘君) 委員御指摘は第七条の二、食糧法の新しい第七条の二でございます。米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者が業務の方法に関し遵守すべき事項というのが条文でございます。この具体的な遵守事項の内容でございますが、一つとして、用途が限定された米穀につきましては、その定められた用途以外に使用してはならないということ、二つ目といたしまして、他用途の米が混入しないよう区分保管すべきこと、三つ目

て解明しようと思つてもなかなか複雑でよく分からぬといふことにもなつたわけです。いわゆるこうしたやっぽり行き過ぎた規制緩和、これに対してどのような反省をされたのか。まあ原因と結果ということを言うのであれば、こういう届出制度の見直しが本来見直されるということが求められるのが当然じゃないかというふうに思はうわけです。米の流通システムの検討委員会の中でも検討項目に入つていたというふうに思はうわけで、その点についてまず大臣にお聞きしたい

また、本法案、トレーサビリティー法案、食糧業者が相当多数に上るわけでございます。また、その活動範囲も県内に限られるといった地域密着

○風間旭君 終わります。  
○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。  
それはきちんとやつていかねばならぬことだといふうに考えておるわけでござります。

いたしまして、定められた用途に使用されるととなるよう、販売に際して相手方の確認など適切な措置をとるべきことなどを定める予定でござります。

○国務大臣（石破茂君） 規制緩和が行き過ぎたの  
だと思います。  
だと、これに反省をすべきであると、こういうよ  
うな御意見をおっしゃる方もあるわけでございま

型の事業者も少なくないと考えられるといったことを踏まえまして、法律案におきまして、都道府県も政令の定めるところにより権限行使ができるよう措置するというふうにしているところでござ

主要食糧法の、最初、一部改正の問題で質問をいたします。

この改正は、汚染米の不正規流通事件が大きな動機となつて、その改善のための改正ということ

○紙智子君 事故米の不正規流通事件が起つたその原因の一つは、やはり必要のないミニマムアクセスを輸入して、在庫になつてたまつて、これを何とか処理しようとしたことがあるわけ

す。あるいは届出制度というのはよろしくないのであつて、登録制度に戻すべきではないかというような御意見もある、それもそれなりにこう説得力のあるお話だとは思うんです。

ただ、先ほど我が党の山田委員とも議論させていたいたいところでござりますが、それでは食管法の時代にきちんとできていたかといえば、やみみた的なものがあつて、そのときにもいろいろな問題は起つておつたわけで、やはり私は民間の自由な流通というものは最大限尊重していかねばならないであろう。さはざりながら、何をやつてもいいという話じやございませんので、トレーサビリティーありますとかそういうもので流通経路をきちんと確保したい、トレースができるようにしてみたいというふうに思つてゐるわけですし、そ守るルールを定め、そして罰則も科したいし、その実効性もきちんと担保をしたいなというふうに思つておるわけでございます。

あるいは委員が今御指摘になりましたように、二十トン以上の事業者しか把握ができないと、届出制ではそうであるが、二十トン以下に規模要件を引き下げるべきではないかというふうな御指摘もございました。

確かに、より多くの出荷・販売事業者を捕捉すべきだという御認識はそのとおりでございます。

なお、十九年度末におきまして八万四千、それぐらいの業者さんを把握をしておるわけでございまして、緊急時対応という観点から下げるということは必要がないのではないかというふうに私は現在思つておるところでございます。

届出がない業者さんもそれはあるわけでございますが、迅速に、何といふんでしょうか、抜き打

ち検査というものを行つておることが必要でございまして、これは内部告発があつたらば迅速に行つておることもそうですし、内部告発がなくとも疑義のあるところには検査を実施するということになるわけでございまして、届出がない業者さんにつましても、きちんとした実効ある監視は行つていく、そのような体制を整えたいと思つておるところでございます。

○紙智子君 私は、法を改正すると、もつと良くしなきゃいけないというのはそれはいいと思いますけれども、やっぱり根本的な本質的な反省がなかつたら本当の意味での的當たた対策にならないうといふに思うわけですね。

それで、去年の段階で、大臣は、十月でしたけれども、この問題をめぐつてはどんなふうにおっしゃつておられたかというと、売買事業の実態を把握していなかつことに自分自身が重い責任を感じておられたというふうにおっしゃつておられたわけです。そして、届出制のままでいいのか、これについては議論しなくちゃいけないというふうに答えていたわけですね。そういうことを当時おつしやつておられただけれども、今の答弁になるとそういうことが全く抜けてしまつて、それで別に問題はないという、大きな問題はないといふ、問題なのはその悪いことをやる業者が出たことが問題というふうになつてしまつておるんじやないかと思うわけですよ。違うんじゃないかと思ふんですね。

○國務大臣(石破茂君) 今局長が答弁したとおりでございます。

○國務大臣(石破茂君) 今局長が答弁したとおりでございます。

○委員長(平野達男君) 大臣、補足ございます。

○國務大臣(石破茂君) 今局長が答弁したとおりでございます。

○國務大臣(石破茂君) なぜ二十トンかというとにつまましては先ほど答弁を申し上げたとおりであります。練り返すことはいたしません。

米の取扱い規模にかかるらずのようにして把握をするかということなんでござりますが、一つは巡回調査でございます。農協あるいは小売、卸売業者、スーパー、農業生産法人、巡回調査をやりましょうと。その次は精米業者、販売業者、製造業者、そういうようなものの情報をきちんと把握をする、これはラベルによるものでござります。

さらには、事業者の従業員から内部情報が提供された場合、これは通報みたいなことになりますが、これが三番目だろうと。あるいは地域の保健所、警察、地方自治体、自治体によりましては協議会を開催するところもございますが、そういうことによつて把握をしたいというふうに思つております。

それで、無届けの二十トン以下の米の販売業者の存在について、今回の法改正でやるつもりはないうといふに変わつておるのかということをお聞きしたいんですけども。

○政府参考人(町田勝弘君) 検討の経過の事務的な話でございますので、私から……。

○紙智子君 事務的な話じやないですよ。

○政府参考人(町田勝弘君) 事実関係のお話をさせていただければと思います。事実関係だけ私が

さらに、これに加えまして、トレサ法によりまして、す取引記録を溯及、追跡することによりまして、取引先の事業者を順次把握するということが可能でございます。

したがいまして、食糧法で届出をしていない事業者におきましても遵守事項というものが守られるのだということをふうに考えておりまして、今申し上げましたことを重層的に行うことによりまして本当に可能になるのではないかと私は思つておるわけでございます。

○紙智子君 今のお答弁では全然納得できないです。やつぱり擦り抜けることができますよ。いろんなこと今言いましたけれども、やつぱりそういう様々な業者が目を付けて、法の網をくぐつてやるというところに対してきちっと手を打たなければ、なかなかやつぱりこれは止めることができないというふうに思うわけです。

それで、結局、今のところやるつもりがないというお答えなわけですねけれども、私は結局そういう意味では、根本的なところはおいたまま周辺のところで変えようという話の範囲にとどまっているというふうに言わざるを得ません。

次に、トレーサビリティー法の問題です。

それで、食の安全、安心の確保にとって、今回、米にもこのトレーサビリティーを導入するということは賛成です。そして、米の産地表示を義務付けることも、国産米の信頼性の確保の上からいつてもこれは望ましいことだというふうに思つてゐるわけです。ただし、これもこの間、午前中を含めて議論があつたわけですねけれども、トレーサビリティーと産地表示の実施ということをめぐつてはいろいろな問題があると。

それで、まず、米は主食だけではなくて、米関連の食品というのは大変広範囲にあるわけです。もちろんかもそうだし、米菓子もそうなわけですし、そのほかにもあるわけですねけれども、この対象範囲の問題として酒、それからみそ、しょうゆなども対象にすべきではないかというふうに思つんですね。事故米の不正規流通問題の有識者会議

○政府参考人(西村善嗣君)　お答え申し上げます。  
○紙智子君　それじや、続いて、酒、みそ、しょ  
うゆなども含めてもつと広げる対象ということと  
て、先ほどの中でお酒については大臣も述べられ  
たんですけど、今の国税庁の話も受けなが  
ら、大臣としていかがでしようか。  
○國務大臣(石破茂君)　酒につきましては午前の  
答弁でも申し上げました。酒も対象にすべきであ  
るというふうに私は考えております。その観点か  
ら、よく財務省、国税庁と協議をし、実効性を上  
げたい。私は、酒は入るのが当然とまで言い切  
つていいかどうか分かりませんが、入るべきだとい  
うふうに思つております。  
○委員長(平野達男君)　みそ、しょゆ。  
○國務大臣(石破茂君)　委員長、失礼しました。  
みそ、しょゆはどうなのだと、ことわざでござ  
いますが、みそ、しょゆというのも、将来的  
にといいますか、対象とするということになつて  
いくのだろうというふうに思つております。  
何度も何度も同じことを申し上げて恐縮です  
が、もう一度整理のために申し上げますと、政令  
で指定をするときには米穀そのもの、その  
次に御飯として提供されるもの、チャーハンとか  
どんぶりとかそういうのですね。その次に米を

主たる原材料とするもの、あられ、せんべい、おだんご、こういうことになるわけです。

次に、米を原材料としていることを商品の訴求ポイント、セールスポイントみたいなものですね、米粉パンというものを基本として現在検討を進めているわけでござります。

みそ、しようゆの場合にも、やはり米というものがかなり決め手になるということは私は事実であるというふうに考えておるわけでございまして、今四つジャンルを申し上げましたが、みそ、しょうゆも、そういうような観点から対象品目の範囲について私どもの中で検討していくたいとうふうに思つております。

○紙智子君 それじゃ次、米を含む食品、加工品についてもどこまで対象にするのかということが問われてくるわけですから、衆議院では、対象を米関係以外の飲食料品にも広げることを今後検討するということを内容とする法案の修正が行なわれたわけです。消費者が極力やはり表示を求めているわけで、更に広げるべきだというふうに思つてます。

そこで、まず、修正案を提出された提案者に修正の趣旨をお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(筒井信隆君) 修正案における飲食料品の種類には何の限定もされておりません。したがつて、当然のことながら、すべての飲食料品についてのトレーサビリティーを検討して、その義務化を広げていく、これがその修正案の中身でございます。

事故米の問題が直接の契機となつて米のトレーサビリティーがこの法案として出されました。しかし、食品の、食べ物の安心、安全を脅かす事件は事故米だけではなかったわけございまして、ウナギでもありましたし、牛肉でもありますし、あるいはギョーザでもありましたし、やっぱりすべての飲食料品についてトレーサビリティーを義務付ける、これを早急に実現することが食の安全につながる不可欠のことだという趣旨でござります。

○紙智子君 この趣旨を受けて、農水大臣、これに対してもどのように対応してやつしていくでしょうか。  
○國務大臣(石破茂君) ですから、方向性は全くございません。  
ただ、もう先ほどから何度も同じことを申し上げますが、中小企業者の負担をどうやって軽減をするかということ。もう一つは、これ日本の国だけで回るお話ではございませんので、これは国際規格と整合しなければいかぬ。午前中も議論がありましたらが、国際規格との整合を外れて、これが貿易を阻害するものであるなどというような指摘を受けることがないようにということも考えていかねばならないわけでございます。  
そういうことは考えますが、駄目だ駄目だとうことを言うのではなくて、もうできるだけ広げていくという方向性で努力をしたい、すべきだとということは、私は、今の筒井議員からお話をございましたが、それと全く趣旨を異にするものとは思つております。  
○紙智子君 では次に、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者が、あらかじめ農林水産大臣に届出を行うことが義務付けられているわけですが、けれども、米穀事業者というのはどういうものを対象にしているのか、具体的に示していただきたいと思います。  
○政府参考人(町田勝弘君) 米トレーサビリティー法の御質問でよろしいでございましょうか。はい、失礼いたしました。  
本法律案における米穀事業者につきましては、第二条第三項におきまして「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」と定義されているところでございます。  
○紙智子君 トレーサビリティーの実施時期について、先ほども風間議員の方からのやり取りがありましたが、これは公布からの一年半後になりましたけれども、これは公布からの一年半後

と、それから产地表示について二年半という極めて長い期間が、非常に長いなというのが見た実感なんですかけれども、なぜこんなに掛かるのかといふことについてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) これは、先ほどもお答えしました周知徹底とかあるいは体制整備、それは、これをやりますよといつて、多くの業者さんがおられるわけですね。そしてまた、どういうような書式にするかということも含めましてある程度の期間は要るということだと私は思つておるわけございます。ですから、急ぐということはそのとおりなんですが、それに向けた作業も加速をいたさせます。いたずらに安全係数を取りつて時間を長く見ておるわけではございません。

これ、本当に詰めた議論をしなきゃいけないのは、先ほどのみそ、しようゆなんかの話でもそりなんのございますけれども、それが訴求ポイントなのかどうなのかという、かなり、数字で表されるものじやないのですから、それぞれの御負担あるいは業者さんの数あるいはそれらの規模、そういうことも勘案をしながら、しかし一番第一に考えなきやいかぬのは消費者の安全なのだということだとと思っております。私どもとして、検討は加速をいたしますし、消費者の安全というものを最大の眼目としながら努力をしてまいりたい、そのためにある程度のお時間は必要なのでございますが、いたずらに時間を掛けてだらだらとやるということが許されないことはよく承知をしておるところでございます。

○紙智子君 もう最後になりますけれども、そういうこの間の議論、いろんな業者の方や、様々な反対意見や抵抗などもあるということも聞いておりまして、その長い期間の中、先ほどできるだけ短くするという話がありましたけれども、その中で、やっぱり骨抜きにならないようにそのことはしっかりとやっていたいということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(平野達男君) 本日の質疑はこの程度に

とどめます。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時五十六分散会



平成二十一年四月二十三日印刷

平成二十一年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者

国立印刷局